

第7日目(6月20日)

議長(松原良道君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は30名であります。これから本日の会議を開きます。なお荒井農林課長から公務出張のため欠席の届けが出ておりますので、これを許します。

(午前9時30分)

議長 ここで事務局より配付資料の説明がございました。

議会事務局長 (説明を行う。)

議長 本日の日程は一般質問といたします。なお一般質問の質問時間制限は、再々質問の時間を含めて1人30分以内といたします。1回目の質問に限り登壇して行っていただきます。また質問内容を制限するものではありませんが、極力簡潔明瞭に質問していただきたくご協力をお願いします。順番に発言を許します。

質問順位1番、議席番号11番・関 昭夫君。

関 昭夫君 おはようございます。6月議会一般質問のトップバッターでございますが、今回も25人の質問者がいらっしゃいます。この25人の一般質問から市長が市政執行へのヒントをひとつでも多く得ていただければと願うものでございます。

それでは通告にしたがいまして一般質問を行わせていただきます。

1 消防署について

今回の質問ですがまず1つ目としまして、消防署についてということをお願いをしたいと思います。消防署の本庁舎の老朽化は、おおげさに言えば市民の誰が見てもわかる周知の事実であると思います。地盤沈下の影響も受け、建物のみならず、外構まで傷んでいるのが目につくところでございます。消防署の改修は防災、救急の拠点として必要性、重要度、緊急性等、どれをとっても私は最上位に位置していると思っております。

市長は本会議初日の一般会計補正予算審査のなかにおいて中沢俊一議員の質問に答え、職業訓練施設を利用したいと、新庁舎の建設は考えていないという答弁があったわけです。そのような発言をされたということは、既に具体的な考えをお持ちのことだろうと思っております。その内容についてお伺いをしたいと思います。

まず1番目として、どのような構想のもとに計画をするのか。一言で言ってしまうとこれですべてということなのでしょうけれども、答弁にありました職業訓練施設、職業訓練校の活用、これも構想だと思っておりますが、ご自分で考えている訓練校の活用方法をお聞かせいただきたいと思っております。

2番目にいまだに始まらない理由と具体化の時期はいつかということですが、財政難が最大要因かもしれませんし、国道17号線のバイパス問題や県道改良も絡んで、土地利用の計画も支障になっているのかもしれない。10年ほど前から庁舎問題が囁かれていると聞いておりますが、本当のところはどういうことなのかお聞かせをいただきたい。またいつになれば始まるのか、見込みをどうお考えなのかお伺いをしたいと思います。

3番目、職業訓練施設はどうするのか。職業訓練施設を利用したいということは、職業訓練施設をこの後どうするのかということに思いがいくわけですが、廃止するのか代替施設を整備するのか、また他に適当な施設がありその利用をお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

4番目に、新庁舎は建設しないという答弁だったわけですが、なぜ考えないのかということです。財政難が最大要因かもしれませんが、結果として無駄使いということもあります。真意をお伺いしたいと思います。

5番目、高度化、広域化への対応や防災、救急の拠点としての機能を確保できるのかということです。近年特に消防署の役割が重要になってきています。また消防署の設置も人口10万人規模への合理化が求められているようですし、国の目指す方向としては、30万人規模も検討課題にあがっているという話もあります。少なくとも近隣の市町村との広域化もまたさらに検討しなければならない課題ではないかというふうにも思っておりますが、訓練校の活用で拠点施設として高度化、広域化への対応と機能確保ができるとお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

6番目ですが、消防署の機能強化を考えていないかということです。防災無線の整備や非常備消防との連携、消防機材の拡充、救急体制の強化とあわせ、さらに防災拠点としての機能強化。例えばヘリポートの設置、災害用の緊急資機材の備蓄と管理等、施設整備のお考えはないかお伺いをしたいと思います。

2 可燃ごみ焼却施設について

次に島新田にあります可燃ごみ焼却施設、ガス化溶融炉のことについてでございます。現在稼働中の可燃ごみ焼却施設の仕様・能力について市民に再度周知する意味で改めて市長にお伺いをいたします。焼却場の契約議決は平成13年5月、南魚沼広域連合の臨時議会だったと思っております。ここにおられる議員のなかにも何人かの方が出席をされていたと記憶しておりますが、いろいろな質疑が続きまして、会議が終了したのは予定を大幅に超過した午後7時半過ぎだったというふうに記憶をしております。

さて、私を含めて多くの市民が、何でも燃やせる環境に優しい施設で、煙も出ない施設だと思っております。その原因といふかなぜそういう思い込みに至ったかといふと、やはりシャフト方式のガス化溶融炉を、一言でいえば溶鉱炉と同じだと。そういう事前情報の発言から始まったのだと思っております。

しかし、最近ではどうも違うらしいという話もちろほら聞こえてまいります。匂い、臭気の問題で、いや、利用するにあたって従来より不便に感じている部分。またここにきてごみ袋の値上げ等、利用者側もコストアップを含め不審に思い始めております。ごみ処理の有料化を始めた当初は、ごみ減量とコスト意識の周知が目的であったというふうに思っておりますが、ごみ袋の収益で地元還元施設をつくったことも市民は承知をしております。しかし、ここにきて値上げをする。確かに利用者負担と考えれば処理コストに見合う負担が必要になっていくものと思いますが、ごみ処理はあくまでも行政の責任でもあるというふうに思っ

おります。

そこで償却施設の本当の姿を市民に知ってもらい、高額な施設を有効に、そしてコスト負担を押さえて安全確実に長く使っていくために、お互いが協力しあわなければならないという考えで質問をさせていただきたいと思います。

1 番目、入札を行うにあたっての条件提示の内容はどうであったのでしょうか。まず建設するにあたって、造ろうとした施設はどのようなものだったのか、改めてお伺いをします。処理能力、それとダイオキシン類等の公害防止基準への適合が最重要テーマであったことはわかりますが、従来より使い勝手のよい施設を目指さなかったのでしょうか。入札前に当然業者に対してこのような施設をつくりたいという条件を提示していると思いますが、その内容を簡潔にお願いしたいと思います。

現在新潟市になりましたが、鎧湯クリーンセンターでは分別しないで、燃やせるものは何でも燃やして処理をする、ということを前提に施設整備を行ったと聞いております。これもひとつのコンセプトだったのだと。要は使い勝手のよい施設を造りたいという意識だったのだと思いますが、当市の施設はどうだったのでしょうか。

2 番目、焼却場の契約後に取り決めた最終仕様の内容はどうだったのでしょうか。記憶をたどると契約議決の議会では、詳細な施設の仕様設計は本契約後に協議すると言っていたように覚えております。この辺は多少曖昧ではありますが、入札前に考えた施設の姿は最終的に決定された施設の仕様や建設に反映されたのか、お伺いをしたいと思います。

3 番目、広域議会で執行部側が発言したことは実現できるのかということです。先ほども言いましたが、一言でいえば溶鉱炉と同じで単純な造りであり、何でも燃やせる、そういう施設だそうです。できれば宮最終処分場の埋設物、これを取り出して再溶融も行いたいとの発言もありました。また産業廃棄物も余裕ができれば、可能であれば受け入れたいとのこれは非公式でありましたが 発言もありました。本当に何でも燃やせるのか。先ほどの施設の仕様のこともありますが、焼却場が燃やせるものは何か、以前の発言等の実行は本当に可能なのか、お伺いをしたいと思います。

4 番目、法規制や社会情勢の変化に対する柔軟性は施設にあるのかということでございます。1 回造れば長期にわたって使用しなければならない施設であるわけです。法律の基準が変わって厳しくなってもある程度の対応がきく施設なのか。また最近話題になっているアスベスト等に関しても当市の施設は対応がきく施設ではないかというふうには思っております。他にも多種の危険物の処理が溶融温度を考えると可能なように感じられますが、残念ながら今のままでは対応はできないというような話を伺いました。

このような現状も含め、今後予想される変化に対応して施設の改良、改造ができるような施設なのか。もうしっかり固まっていますので改造なんか不可能なのか。いや十分に対応がきくのか。その辺をお伺いしたいと思います。

ちなみに川崎技研 このガス化溶融炉をつくったメーカーですが 川崎技研のホームページからはいろいろな技術がありまして、お金さえかければ何でもできるような記述にな

っておりますが、一緒のものではなく、それぞれ付帯設備として別々に造るような感じに見受けられました。既存の施設の一部改造で変化への対応がきくような柔軟な施設なのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

5 番目、維持管理費の当初想定と現状ならびに今後の予想はどのようになっているかお伺いをしたいと思います。議会の発言でも単純な造りで修繕費等は比較的かからない。また運転コストは若干キルン方式等に比べてかかるが、少ないとの説明であったというふうに記憶をしております。

しかし、施設にも故障等があるようですし、運転コストではL P Gの使用量が相当の伸びを示しているようです。建設途中に塩沢町議会で当時、視察を行った際、ごみ1トンあたりの処理費を1万2,000円くらいと想定しているというような話があったというふうに思っておりますが、18年度の予算では1万7,000円と増加しております。1万2,000円については多少曖昧な部分もありますが、この施設の修繕費、そして運転コストを含めた維持管理費用の当初見込みと引渡し後2年を既に経過したわけです。そこでの現状、そしてこの現状をふまえての想定される今後の予想について、簡潔にご答弁をお願いしたいと思います。

6 番目、焼却場の実使用見込み期間はどれくらいを考えているか。新潟市では新規の焼却施設の建設を行う予定でP F I事業の募集を行っております。P F Iとしての事業の期間を20年、その後、施設の移管を受けてさらに10年の使用を見込んだ施設の提案を受け付けるということだそうです。当市の施設では当初の想定をどれくらいと考えたのか。また現状を踏まえての使用見込み期間はどれくらいとお考えしているのか、お伺いをしたいと思います。

7 番目、焼却場の延命について具体的な取組みは実施されているか。使用見込み期間ということとも多少関連があるわけですが、施設整備には100億円はかかるといわれていた施設が、50億円に満たない金額でつくれました。しかし、高額な施設には変わりはないというふうに思っております。想定した使用期間より1年でも長く使っていく努力が必要であるというふうに考えます。施設の延命に向けて具体的な取組みは行われているのか、伺いたしたいと思います。

最後に旧施設の撤去はどうするのか。施設が完成して引き渡され、2年を経過しましたが、旧焼却場はそのままの状態です。関係集落とは17年度には解体するとの約束があったとも聞いておりますが、旧施設の撤去はどうするのかお伺いをします。リサイクル施設としての再利用の話もあるやに伺っております。市長の考えはどのようなものでしょうか。

いずれにしても煙突だけでも撤去が必要であり、ダイオキシン等の有害物質があり、慎重な処理が必要な施設だというふうに思っております。いつまでもあのままにしておくつもりは当然ないものと思っておりますので、答弁をお願いしたいと思います。以上で壇上よりの質問を終わります。

市 長 おはようございます。一般質問が今日から始まったわけでありましてけれど

も、先ほど閣議員の方からもお話ありましたように、25名という大変大勢の皆さん方からご質問をいただいております。ありがたくお受けをしたいと思っておりますが、答弁も一生懸命答えさせていただきますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

1 消防署について

それでは閣議員のご質問にお答えをいたします。前段は省かせていただきますが、消防庁舎の老朽化の関係であります。ご承知のように、この庁舎は44年に組合消防として発足いたしましたして、もう36年を経過したところであります。今年4月から新たに南魚沼市の組織となったということでもあります。

今の庁舎は中越大地震の際にも影響を受けまして、皆さん方これは現場をご確認いただいたと思いますけれども、建築部分、増築した部分とのずれが生じたり、大変な被害がありました。老朽化もそれこそ36年経過しておりますので、相当進んでおると。そういうことで柱脚、これは柱ですけれどもこの不同沈下が見られて大変深刻であるというふうに認識しております。初日だったでしょうか、耐震調査をやった結果を発表させていただきましたけれども、これも相当の深刻な状況であるというふうに報告がまいっております、早い機会になんとかしなければならぬという思いではあります。

ここにきましてしかし、消防の救急無線のデジタル化。この移行で広域化、共同化による大型予算の必要、これが予想されております。人口規模30万人とする 閣議員先ほどおっしゃいました、消防広域化計画が法制化される見通しとなっております。今後の体制は非常に流動的だという部分も残っております。

今、そういう環境の中ですぐに庁舎をどうするということになると、初日の議会に申し上げましたように、旧サンテック大学校、この再利用が一番手っ取り早くて費用もかからない。そしてある程度対応ができるということだと思っております。

しかしながら、これは近くにすぐ後ろ側といいますか北側に住居地もございますし、取付け道路、用地の確保、これらの問題をこれからきちんと精査しなければならないわけでありまして。その調査内容によりましては、現在の庁舎を補強して敷地を県道改良にあわせた中で何とか解消ができるというようなめどがたちますれば、そういうこともまた視野に入れなければならない。

それぞれ検討してどうしてもどこも間尺にも合わないし、機能も整えられないということになりますと、新庁舎をでは建てなければならないか、というところに至るわけでありましてけれども、今のところはそこまでは至っていない状況であります。

1番目のどのような構想のもとに計画するのかということでもあります。いろいろ考えますと、本来は現在の位置が一番位置的には適当だというふうに考えております。これを旧サンテック大学校にした場合は、事務室、司令室、食堂、風呂、仮眠室、これらをきちんと整えていかなければならないと。車庫棟、訓練塔の建設。訓練場の用地確保。これは必要になるだろうと、今のところは想定をいたしております。

いまだに始まらない理由と具体化の時期でありますけれども、始まらない理由は議員先ほ

どちょっと触れていただきました、裏側の県道改良、それから17号バイパス。この問題がごくまだ整理されていないというところでありまして、これが具体化されたときに現庁舎がどの程度の敷地になって機能損失がどの程度あるのか。これら具体的な数字をまだつかみきっていませんので、それをきちんとつかんだ上で、ではどうするという部分を引き続き考えていきたいということでもあります。ですので、時期的な明示が今できる段階ではちょっとないということをご理解いただきたいと思います。

職業訓練校の施設、これは今ほど触れましたが、旧サンテック大学校の校舎・敷地、これらを利用しようという思いでありますので、職業訓練校の施設は現状のまま使用していくというつもりであります。もしそこに移るという場合もですね、それはきちんと現状の施設は残していくという思いであります。

新庁舎の建設を考えないのはなぜかということではありますが、財政的な問題も当然ありますけれども、人口規模30万人とするこの広域化、それからデジタル化、訓練所、航空消防の臨時着陸場、これらの確保を考えなければならないということでもあります。こうなりますともものすごい広大な土地も必要になりますし、なかなか新庁舎の建設には、どうも今のところそういう面もあり踏み切れないということでありまして、このサンテック大学校の再利用と。

そして現在の庁舎敷地を拡大した中での消防体制に充実強化を図ることが一番緊急にやらなければならないという部分も含めまして、その方が得策であろうという今のところの考え方です。

高度化、広域化への対応、そして防災、救急の拠点としての機能を確保できるかということでもあります。広域災害に対応するための緊急消防援助隊に消防隊、救助隊、救急隊を登録して受援施設の整備を図っておりますけれども、管内に大規模災害が発生したということ想定した場合、緊急消防援助隊を要請しなければならないわけでありまして、我々が要請するわけですね。その場合、各県からの応援隊が消防本部に集結を想定した場合は、相当な敷地が必要であるということでもありますので、消防援助隊の集結場所を今の消防本部、そして湯沢消防署、大和分署これらに分散して対応しなければならないということです。今の現状のままでは、です。そういうことも考えながら対応していきたい。

当然のことではありますが、防災、救急の拠点としての機能が発揮できる庁舎ということをお考えなければなりませんので、その辺も含めながらもう少し検討期間をいただきたいということでもあります。

消防署の機能強化。これにつきましては災害は、近年といいますか大分前からそうありますけれども、当然ですが複雑化、そして大規模化の様相を呈しております。業務の高度化や広域化に対応するには、消防隊員の教育、これをきちんとまずやらなければならないということでありまして、県の消防学校、それから消防大学校への入校を果たすことによって今、人材育成を行っているというところでもあります。

救命率の向上を目指した救急体制の充実強化。これも図らなければならないので、救

命士の養成をして、各小隊2名体制としたいという思いであります。現在13名から18名体制として3～4年後には確立する予定です。また消防力三要素というのは「人・施設・機械」というふうにいわれておりまして、消防独自で進んできた今までの消防整備計画を、今度は市の総合計画に基づいて見直しを行いまして、消防力の基準に沿うように財政的な問題も含めて前向きに取り組んでいきたい。まだこれも具体的な部分が皆さんにお知らせをするところまで至っておりませんが、思いはそういうところであります。

2 可燃ごみ焼却施設について

次に可燃ごみの焼却施設についてであります。1番目の入札を行うにあたっての条件提示の内容はどうであったかということであります。当時の記録を調べてまいりましたら、入札に際しましては、発注仕様書および特記仕様書による性能発注方式といたしまして、それぞれの仕様書を平成13年4月20日、現場説明会で配付して説明をしているということになります。

発注仕様書はごみ処理の基準であります1日110トンの処理量、それからごみの組成といますか、成分でありますね。それから処理方式、焼却条件、余熱利用、公害防止基準、環境保全、性能、保証等の基本事項にあわせて、各機械設備の工事の仕様および土木建築工事の仕様を定めております。この仕様書の中です。

この発注仕様書はこれまでに検討してきた各メーカーの共通事項を一般的に記載したものでありまして、契約後の請負社による実施設計図書を現地で作成するための基本設計図書にもなっているということになります。これは先ほど議員がちょっと触れられました。特記仕様書は地元対策、既存施設との関係およびガス化熔融施設方式等について定めておりました。

参考であります。当時の広域連合ではこの新しい処理機械施設の建設工事の検討を行うことでプロジェクトチームを編成して検討を重ねてまいったところでもあります。先進地視察等も行いましてプロジェクトの中では、流動床、そしてシャフトおよびキルン方式、このなかから決定をすることとした。検討の中では流動床方式はちょっと次世代方式から離れているということで、シャフトおよびキルンのいずれかの方式としたいということになっておりました。それで参考見積もりを18社から得て、予定価格の事業費内容書を作成しまして、指名競争入札を実施したということになります。

その際、シャフト方式では川崎技研、日立金属、この2社であります。キルンは三井造船、石川島播磨重工、それからタクマ、この会社でありました。キルンは前処理にごみを炭化させる装置がありまして、当時の技術としては最先端からプロジェクトチームではこのキルン方式が最良ではないかという結論を一応つけて管理者の方に提出はしてあるということになります。入札に関わる発注仕様書は3方式のいずれも当てはまるように作成しましたが、各メーカーの処理過程でいろいろ異なるケースもあったということになります。そして先ほど申し上げましたこの特記仕様書の中では流動床方式は除外をしたということになります。

それを受けまして、最終仕様の内容でありますけれども、入札は議員先ほど触れられまし

平成13年5月11日に実施をいたしまして、同年5月22日に議会議決を経て本契約になったということであります。請負業者の川崎技研が自社規格によりまして発注仕様書に合わせた実施設計書を作成いたしました。内容につきましては、施設建設にともなうすべての項目、寸法、重量、員数、能力、材質、ガス温度、圧力、薬品類、電気機種、それから操作方法、これらが記載をされております。本書が川崎技研から提出され、広域連合と協議を重ね、承認をして現場に入った。

建設途中で川崎技研から既に稼動している自社炉の状況を考慮し、社内で検討した結果をふまえて実施設計図書の仕様変更が随時発議をされておった模様であります。それを随時協議をいたしながら、その結果、必要な事項については変更を認めて、これらを経て最終仕様となったということであります。こういう流れであります。

広域議会での執行部の発言してきたことは実現できるのか。何でも溶融できるという発言は正式にどこでどうなったかということは定かではありません。私も当時、何でも溶かせるのだという話は聞いた覚えがありますが、それが正式な発言であったかどうかということとはちょっとわかりませんが、これは明らかに間違いであります。鎔の機械とは全く元の性能が違いますので、いつも申し上げております、鍋、釜、自転車、何でもいいということにはならないわけであります。これは何でも溶融できる施設ではない。ただ、やればできるのでしょうけれども、機械がもたないということであります。

ダイオキシン類の規制の強化につきましては、当施設の発注段階での国の基準。これは0.1ナノグラム立方メートルでありましたけれども、これに対して施設保証値を2倍の0.05ナノグラム立方メートルにしてみました。さらに請負者の目標値を小数点第三位以下までということですので、0.00何とかこうとかという数字。これを目標にして実施をしてみました、このことは当然ですけれども、将来さらに厳しくなるこの基準、国の規制値に対して十分な余裕をもたせるという思いでありました。

実際の予備性能試験では0.0065ナノグラム立方メートルということで、小数点第三位のところまで落ちた結果が出ておりますので、これについては極めて低い数値でありまして性能はきちんと保証されているということであります。

機械の寿命。これは計画では15年想定でありますけれども、私どもは最低やはり20年くらいはもたせたいという考えであります。ごみ質の変動、それから高温ガスと非常に厳しい条件の中ではありますが、建設本体、本体そのものは考えれば50年、60年はもつわけであります。本体そのものは、しかし機械がやはりそうはもたないわけでありまして、想定は15年ありますができれば20年、またそれ以上をなんとか目指していきたいということであります。

この施設につきましては、ご承知でありましようが、ごみ溶融炉、それからガス燃焼炉、ボイラー、減温塔、バグフィルター、脱硝装置、発電機、酸素発生装置、計量器その他に大小の付属施設は各パーツで全部組み立てられているということでありまして、ある意味ではひとつの機械に大きな不具合が生じましても、そのパーツを取り替えることによって延命が

図られるという利点はあるのかもわかりませんが、非常にある意味ではまた複雑化もしているということでもあります。延命の期間は機械の条件にもよりますけれども、なるべく長持ちをさせたいということでもあります。想定としては15年想定の仕様書であったものですが、20年以上を目指したいという思いであります。

宮最終処分場の埋め立て物の処理であります。当初は宮の処分場の埋め立て物をあそこから撤去してきまして、この溶融炉に入れて処理をするという話を私も聞いておりましたが、その後当時の県の保健所等とそれぞれ相談をいたしました結果、これは100パーセントならないということではありませんけれども、非常に好ましくないと。いわゆるそこから持ち出すことが。最終処分場から持ち出すことが非常に好ましくないと保健所の指導もありまして、このことは断念をさせていただきました。

機械の能力が、ではこれを溶融できる能力であるか否か。能力はあると思いますけれども、非常にやはり負荷がかかるということでもあります。そういうことも含めましてこのことは断念をさせていただいて、当時の広域議会の中でもそれぞれご指摘をいただきましたが、やはり県の監視機関であります保健所の方から好ましくないとされた部分は、やはりなかなか重みがあります。それらも含めて宮の最終処分場についてはそういう結論をださせていただいて、今に至っているということでもあります。

また宮の最終処分場の件でありますけれども、現在は埋め立て物の搬入を終了してから2年経過しておりまして、一応安定期に入りつつあるというところでもあります。今後は安定をするまで水質検査をずっと続けまして、この水質が安定した時点で県の指導を受けながら閉鎖をしていきたいという考えであります。

法規制や社会情勢の変化に対する柔軟性はこの施設にはあるのかということでもあります。アスベストの件につきましては、これは対応は無理であります。当時からアスベスト対応を想定しておりませんし、また地元にもその説明は一切しておりませんので、今後アスベスト類を溶融炉の中で処理をするということとはできないということだと思っております。

ダイオキシン類につきましては先ほど申し上げたとおりでありまして、相当数値は低く抑えておりますので、これからさらに厳しくなりましても、この数値はきちんとクリアできるということだと思っております。

維持管理費の当初想定と現状、それから今後の予測であります。平成15年9月に試験運転を開始いたしました。この当時は川崎技研で費用負担をしておりましたので、処理料は把握できませんでした。処理費は、建設当初の試算では、1トン当たりの処理料は1万5,000円程度ということでもあります。そして平成16年度、この実績では1トン当たり1万3,000円程度でありました。

平成17年度、この年は2年に1度のボイラーの法定検査費用、これが数千万円かかったり、それからあとLPGの価格がこの年は非常に上昇した。それから蒸気配管の減肉検査もやらせていただきましたし定期修繕等もありまして、非常に修繕費等がかさんだ年でありましたので、1万8,000円を超える額がかかっておったということでもあります。

今後の予想であります。この施設の設備の経年劣化もありますし、修繕費に費やす費用は相当やはり覚悟していかなければならないのかなという思いでありますので、徐々に膨らんでいく可能性が高いということでもあります。

焼却場の使用見込み期間。これは先ほど申し上げましたように、何とか20年程度はもたせたいということでもあります。焼却場の延命についての具体的な取組みになりますけれども、やはり延命につきましては管理体制の強化、そしてごみの減量化、これが一番だと思っております。このごみの減量化につきましては、延命ということだけではなくて、二酸化炭素の削減、リサイクルの推進、これらの必要性も今叫ばれておりますので、ごみ行政の中では一番大きな課題だろうと思っております。

減量化を図るために資源物の分別回収、それからマイバッグの推進。可燃ごみの3割を占めている生ごみを減らしたい。そういう思いのなかから今ディスポーザー、これは生ごみ粉碎機であります。この影響調査を、市で設置をいたしました合併浄化槽を対象にして、旧六日町の上出浦集落14戸であります、ここにディスポーザーをすべて設置をいたしました。関係機関の協力を得ながら今年度からその調査を開始した。ここで相当の成果が得られますと、これをすべての家庭に設置をしていく方法をとれば、生ごみは相当減量化されるということでもあります。ですのでこの調査結果に大いに今、注目をしているというところでもあります。

旧施設の撤去。これも当時のことを申し上げると失礼でありますけれども、いろいろ後でお聞きをしましたら、建設時に同時に撤去、これらも計画にきちんともっておけば補助対象になったのという話を後ほど聞いたわけであります。建設を終了して、では撤去ということになりますと、これは全くもうどこにも財政支援の場がないということでもあります。

そこでこれにつきましても、最低でも3億円程度はかかるというお話を伺っておりましたので、なかなか今のところ手がかからないということでもあります。ただ17年度に解体撤去するという約束は、私の段階ではしておりません。私の段階ではしておりませんが、以前の広域連合の管理者との中での約束が、私はあったというふうには聞いておりませんけれども、そこまではちょっと確認はしておりません。去年の暮れでしたか今年、当該地域の三区の役員の皆さん方と懇談会も催していただいた際にも、そういうお話は出ておりませんでしたので、その約束は確かなかつたろうと思っております。

これは今、担当の方でそれぞれ調査をいたしまして、今の熔融炉から出るスラグ、これらのストックといいますかの施設に再利用することが可能であれば、補助対象といいますか起債対象といいますか、そういう部分になる道がどうも1~2あるようであります。それらも若干地元の皆さんに打診をいたしましたけれども、正式ではありません。いたしました。あそこはもうきれいにして他のいわゆるごみ施設は一切そこへつくらないという約束のもとだと。それを破るということになると「非常に地域のなかは難しいですよ」という話は聞いております。聞いておりますが、まだ具体的な部分はお話をしておりません。

おっしゃっていただいたようにできれば煙突だけでも、なんとか撤去したいわけでありま

すが、これもまた煙突部分にダイオキシンが付着をしております。煙突部分も含めてここはダイオキシンの濃度がレベル3ということで割合と高い濃度が検出をされておりました、非常に今、苦慮をしているということでもあります。危険性も若干考えられますのでなんらかの対応を早くしなければならぬという思いではありますが、具体的な対応はまだ打ち出せないでいるという状況であります。

最後に一番最初に触れていただきましたごみ袋の値上げ。これはトータル的には値上げという部分に結びついておるかもわかりませんが、容量を変えて、袋の容量を変えた部分を打ち出しておりました、一般家庭では今新しく導入した30リットルでしたか・・・新しく導入した部分をご使用いただくと一般的な平均4人前後の家族の中では袋自体は安くなっているという状況であります。以前にもどなたかから、値上げばかりだ、などと言われましたけれども、値上げではないと。使い勝手を良くしたのだ、という話を申し上げたところもありますけれども。それはひとつそういうことでご理解をいただきたいと思っております。

項目が非常に多岐にわたっておりますので、落ちもあるかもわかりませんが、ないように答えつつもりでありますが、以上でございますので、よろしく願い申し上げます。

関 昭夫君 答弁の方は漏れがなかったというふうに私も聞きました。再質問をさせていただきます。

1 消防署について

まず消防署の方からですが、いろいろ流動的な社会情勢の変化に対応して苦慮しているというお話もありました。ただ、市長も現在の庁舎が深刻な状態にあるというのは十分認識しているという答弁をいただきました。かといってなかなか決断ができないというお話でしたが、深刻であればあるほど、いろいろな兼ね合いも含めてということだけではいけないのではないかなと。やはりある時点での決断が当然必要になってくるというふうに考えます。

特に道路の改良といいいますか、国道、それから県道の兼ね合いでなかなか決めかねているという、用地のことも含めてだと思いますが、その辺も決定がなされなければできないという話でいくと、それが決まらないうちはいつになってもできない。そのうちにもっともっとひどくなっていく状況では大変なことになりかねない。

特にいろいろな高度化への話も市長からもありました。そういうことへの対応が当然早急に求められるということになれば、なおさらではないかなというふうに思いますので、あらためてお聞きをしたいと思っております。できるだけ早い対処、これを求めたいと思っておりますのでお願いをしたいと思っております。

2 可燃ごみ焼却施設について

それからガス化溶融炉のことです。私は1回目の中でも話をしましたが、高額な施設を取得したわけですし利用が始まっているという中で、今までの経緯の部分で市長も答えられましたが、何でも燃やせるものではないということをやはり皆で再認識をした中で、これを有効に利用していくと。どうも話に聞くと、いろいろなごみの組み合わせによってその燃焼効率等も違うと考えると、今の10日分のごみを1カ所にどっと入れて貯めておくような式が

いいのか。やはり組み合わせで燃やした方が効率がいいのだとすれば、そういう分け方をするような造りに変えた方がいいのか。その辺も工夫がいるのではないかなと。混ぜているんなことをやっているという話ですが、臭気の問題やいろいろなことがある。そういうものも工夫をしていくと、結果として燃焼効率がいいということは壊れないもともなったり、コストも安いということにつながるのではないかなというふうに思います。

それから分別の話になります。やはり今度、溶融炉の仕様として、入れるごみの性質が分別することによって変わっても結果としてまずい部分があるのか。生ごみだけが減って高温になりすぎるとまた問題があったり、温度が上がらないために具合の悪い部分とか。ガス化溶融炉というのは非常にデリケートな品物だと。「ガス化溶融炉」とインターネット検索しますと、問題点が先にだつと並ぶ。そのなかにはほとんどそういうような懸念のものが入っています。ダイオキシンも実はガス化溶融炉では分解できないのだというようなことが盛んに書かれています。

ただ必要な処置をしながらやっているのだというふうにも思いますし、市長からの答弁のなかにもありましたが、当市の溶融炉については環境基準の数値、公表されている数値で見るとかなり優秀な数値になっていると私も思っております。そういうものが引き続き維持されるような工夫が必要だし、またそういうことを情報公開しながら市民にも協力をしていただいてコストを抑える。それが自分たちの負担の低減にもなるわけですし、その辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

市長 再質問にお答えいたします。

1 消防署について

1点目の消防署の件につきましては、19年度の予算編成の際に、この庁舎の建設、あるいは学校関係の問題、それらも同時に出てくる問題だと考えておりますので、この予算を作成する際に具体的な建設年次とか位置とか、そういう部分も含めて決断をさせていただきたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思っております。

2 可燃ごみ焼却施設について

次に溶融炉の件でありますけれども、一時非常に具合が悪くて故障が続発した部分がありました。これを後々検証いたしましたら、当時は病院や介護施設等から出てくる紙おむつを受け入れていたわけでありまして、その部分だけをクレーンで吊り上げて機械に投入していたということが判明をいたしまして、一時ご承知のように個人以外の紙おむつは受け入れを中断させていただいたわけですね。その間にいろいろ原因を調べたりしたわけでありまして、紙おむつだけを大量に入れなければ、攪拌をして他のごみと同時に溶融炉の方に投入していけばほとんど問題ないという結論に至りまして、また受け入れを再開させていただいたところであります。

現在のところ、それで順調に運転をしているという状況でありますので、ごみの組み合わせによってはやはり相当の影響が出るのだろうと。ですので、やはり攪拌をしていただくということが一番だと思っておりますけれども、非常に種類だけの成分のものが大量に入る

とやはりどうも調子がよくないという部分は見受けられるようであります。

それを今度は考えますと、先ほどおっしゃっていただいた、生ごみを全部減らして生ごみを投入しなければ、機械の延命が図られたり機械の調子がいいのかといわれますと、ここもまだ100パーセントの自信はございません。ただ生ごみが3割でありますので、これを1割くらいに落とすとか、そういう部分の取り組みをやっていきたいと。その間に本当に、ではどういう程度のごみがどう入ったときにどういうことが起きるのかということは、川崎技研も相当調査をしておりますけれども、私たちも改めてごみの減量化等も含めきちんとした調査を行っていきたい。

そして、やはり40数億円でありますので、できる限り延命化を図っていきたい。当初予想よりは非常に維持管理費に金がかかっているということでもあります。これもできる限り何とか処理をしたい。処理といいますか対応したいわけではありますが、今のところはなかなか維持管理費の方が現在は頭を悩ませる問題になっている。そういう状況であります。

情報公開は常に行ってまいりたいと思っておりますので、規制数値の範囲できちんとやっている。そういう部分も含めて随時情報は住民の皆さんに公開していくということは、お約束を申し上げさせていただきます。以上であります。

関 昭夫君 1 消防署について

消防署の件につきましては19年度には示したいということなので、了解をしました。

2 可燃ごみ焼却施設について

ガス化溶融炉は非常に難しい施設だということが再三言われていますので、ぜひ適切な対応をお願いしたい。それと今までこの3月までは広域連合というかたちだったわけですが、今度は本当に市の施設として、市長の考え方でかなりいろいろな部分で工夫がきくというふうに思っていますし、いろんなかたちで市民の負担が減るような方向をきちんと考えていただければ、やはりそれが一番いいことだろうと思っております。

建設の経緯等がどうこうという以前よりも、せつかくある施設をきちんと使っていただきたい。また使っていきたいという思いがいっぱいですので、「何でも燃やせる施設ではありません」というのもきちんと話をし公表していただいて、やはりごみの減量化、そしてコストを下げる努力、そういうものを市民にも求めていっていただきたいというふうに思います。お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

市 長 2 可燃ごみ焼却施設について

具体的なことは特別ございませんが、おっしゃったとおりでありますので、そういう姿勢でこれからは臨ませていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長 質問順位2番、議席番号19番・笛木信治君。

笛木信治君 1 医療制度改正と地域医療について

私は今回の医療制度の改正にともなって、今何かと心配されている地域医療、これがどう変わっていくのか、あるいは変えていこうとしているのか、というあたりをお聞きしたいというふうに考えております。住民の医療福祉を守る立場から質問いたしますので、答弁をお

願いいたします。

今回の医療制度の改正案はご承知のように、5月18日の衆議院の本会議で自民・公明の賛成多数で可決されました後、参議院に送られまして6月13日にはここでも本会議で可決成立しております。この内容は従来の医療制度の改正というだけの内容にとどめませんで、大変大きな問題があるかというふうに考えております。ねらいはこの医療費の抑制というのが最大であります。このことから国民の命と安全、これを一体どう守るのかという点で見ますと、全くその点が確立した方途がないというふうに私は思うわけであります。

すでにご承知のように4月からは診療報酬が過去最大ともいえる削減をされております。3.16パーセント減らされておりますが、このことから多くの病院でも経営が大変困難になっていると。医師不足ともあわせて大きな困難が今、病院経営に降りかかっている。中小病院では採算のとれない病院が続出しているわけであります。こういう中でのこの医療制度の改正であります。

内容を若干触れますと、大きくいうと4点ほどありまして、中心はやはり高齢者負担、この増額が中心であります。それから2008年からは新たに高齢者医療制度を創設する。これは国から県や地方へ、いわゆる高齢者の医療に関わる責任を転嫁しようというねらいがあるわけであります。政府管掌保険からの県や自治体への振り替えとなると、これはもう根幹を変えることになると思います。ここでもやはり最大の目的は国と企業の負担を減らすと。その負担を国民に押し付けるということが大変露骨であります。

あわせて言いますと、日米の保険会社がこれをバックアップしているということもあります。こうした国の悪政から住民の暮らし・命を守るという立場から、地方自治体のやるべきことは大変多くあるわけです。もちろんそのすべてを今、地方自治体がやれる、カバーできるという力もないこともまた承知しております。しかし最後に住民の暮らしを守る防波堤としての役割、これが地方自治体にあるというわけであります。

私はわけてもゆきぐに大和病院、県立病院、城内病院というように病院経営も多い当南魚沼市で、この医療改正にともなって地域医療を一体どう構築していくのかというのが、大きなテーマではないかと思うわけであります。市長のお考えをお聞きするものであります。

初めに高齢者医療の医療費・保険料の負担増、まずこの軽減を図るべきであります。これはご承知のように今年の10月からは70歳以上、現役並みの所得のある方は負担が2割から3割になります。18年からは70歳以上、74歳までのお年寄りは1割から2割負担が変わるわけであります。この差に療養認定、病床等で入院されている方は、食費、居住費この負担が今年から新たにのしかかってくるわけでありますから、大変な負担がかかるわけであります。

このことによって、全国地方自治体でそれぞれこの軽減策に取り組んでおります。新潟市でも新聞でも報道されておりますが、わけても政府の税制改正により住民税の非課税限度額が廃止になることによって、新たに負担の増える高齢者が増えています。こうした方々に対しての負担軽減策というのも方々の自治体でとられております。

そしてまた問題なのはこの2008年からは高齢者医療制度これが新設されて始まるわけですが、ここでは75歳以上の全高齢者から月6,000円の保険料を徴収するということでもあります。これは介護保険とあわせると、月に1万円からのお金が年金から天引きされるということになるわけであり、これはしかもペナルティがありまして、滞納があれば保険証を取り上げるということがありますから、場合によっては入院していても保険証を取り上げるという事態さえも起こりかねないとは考えておるわけであり、

南魚沼市では先の臨時議会でも国民健康保険税も引き上げられております。ここでも議論になったのですが、ここで政府の住民税非課税限度額の廃止によって新たに住民税が課せられ、そのことが国民健康保険税や介護保険税に影響するという方がどれくらいあるかといいますと、1,100人からなるわけであり、こうした方々にしますと青天のへきれきでありまして、いきなり税金が増えてくるということになるわけであり、私はこうした方々について、この国保料や介護保険料の減免についてやるべきということを前の議会でも提起してまいりました。

こうした高齢者医療それぞれ患者の負担増ということは、結局は高齢者が医療機関に通うことを抑制するわけであり、そのことが重症患者の増加ということにつながりかねません。これが結局、保険会計の悪化、医療費の増額という方向に私は連動していくと、悪しき結果が出てくるというふうに考えております。お考えをお聞きしたいものであります。

もうひとつは療養病床の大幅削減であります。これも皆さん大変驚いて新聞を見られたと思いますが、政府は今回の医療保険の改正でいわゆる療養病床、社会的入院等と言われますが、病院に長く入院しているお年寄りの皆さん。これを療養病床では25万床、それから介護保険関係の療養病床では13万床、合わせて38万床を減らすという方針を出したわけであり、

これはどういう方法で減らすかという、診療報酬を減らすわけであり、7月から入院患者の大半を、医療が必要であるかどうかという判断で選別し直すんですね。医療区分1というふうに区分されますと、その人の入院費は基本料金が6割から8割くらいに減らされますし、診療報酬も今の5割から6割くらいに減らされます。当然病院はその患者さんを置けないわけですから、出ていってもらわなければ、赤字が増えるばかりということになりますから、病院では出ていってくださいという話になるわけであり、これは全国で38万床も出てくるというわけで大変な事態です。

新潟県では現在介護保険型が3,000床。2012年までには全部これを廃止すると言われております。それから医療型が2,700床。これもこのうちの40パーセントを削減して1,600床にするというふうに言っております。

当南魚沼市におきましても、介護型で16床、医療型では66床という療養病床におられる患者さんがいるわけであり、病院の全ベッドの割合が療養病床50パーセントを超えるというのは斎藤記念病院だけであり、私はこの7月からの医療費の改正によってこうした患者さんが病院から退院させられると、これを市がどう扱うのかということであり、

特別養護老人ホームといいますが、ご承知のように今100名を超える待機者がいるわけですから、とてもそこには入れない。家庭へ帰って下さいという話になりますが、家庭では今は本当に夫婦共稼ぎ、お腹にパイプが付いた人や喉にパイプの付いたような患者さんやお年寄りを引き取っても、それを面倒みるだけの体制はないです。私はまごまごすれば介護医療の難民が出てくるというふうを考えておるわけですが、南魚沼市ではこうした人たちに對する対策、どう考えておられるかお聞きしたいと思います。

それからもうひとつ問題なのは今回の医療制度の改正で混合医療が導入されるということが明らかになったとこととであります。これは病院経営とも絡んで大変重要な問題ですが、いわゆるひとつの医療のなかに、保険のきく部分と保険のきかない部分を合わせてやろうということですから、これは病院を運営していく上でも大変大きな問題であります、患者からみてもまた大変な問題であります。

免責制度というのは例えば保険の上で1,000円だけを免責すると、あるいは2,000円だけを免責するというような制度ですから、これはわかりやすいのです。総額1万円かかればそのうち2,000円は免責しますよ。それには保険かかりませんから、あと8,000円が医療費、そのうちの7割を払っていただきますということになりますから、 $3 \times 8 = 24$ で2,400円。最初の免責の分2,000円と4千いくら負担があるわけです。今までは1万円で3,000円の負担だったわけですが、今度は4千いくら。そういう免責制度の導入も検討されております。これは患者の側からすると大変なこととあります。

それからこの混合医療、ベッド、食事、それから薬、医者技術、あらゆる面でそれぞれレベルをつけて保険のきく、きかないを仕分けていく。選択メニュー、あなたはどれにしますかみたいな、そういう医療形態になっていくわけです。これは突き詰めて言えば、金のある人はよりよい医療を受けられるし、金のない人はやはり保険のきく最低の水準医療しか受けられない。ということで、これは日本が誇る公的保険制度、この根幹を崩す。そういうことにも繋がりがねませんが、病院を運営する上でも大きな問題があると思っております、お聞きするものであります。

それから基幹病院。本会議冒頭の市長の所信表明のなかにもありましたが、基幹病院の建設、これにともなって地域医療をどうするのかというのが私たちの大きな関心であります。高規格医療の行える基幹病院をつくるというのは誰も賛成です。しかしそのことによって地域医療がないがしろにされるのは困る、というのがまた一般的な皆さんの考え方ではないかと思っております。

されどもこれもよし、あれもよしというわけにはなかなかいかないのだというのが市長の考え、あるいは県の考えであろうかと思っております、その方針が県でこの間出ましたね。基幹病院の建設というのは、小出病院と六日町病院の統合ということが前提にあるのだ、ということがあからさまに言われるようになりました。これではっきりしてくるわけですが、六日町病院が一体どうなっていくのか。小出病院が一体どうなっていくのか。十日町病院は建替えが決まっていますから。あれは震災でかなり傷んでいますから、建てかえをするわけです。

けれども。小出病院と六日町病院がどうなるのかというのは、やはり私たち地域医療の恩恵を受けているものにとって、大変これは重要な問題であります、この扱いはどうなるのか。

これは大和病院も含めて、この地域におけるベッド数というものは決まっていますから、統合縮小されていくというのはある程度やむを得ないといいますが、そういう規定路線の上を走っているのだというのは認識としてあります。具体的にそれがどうなっていくのかというところをひとつお聞かせ願いたいと思います。

2 教育について

次に問題が変わりますが、児童生徒の就学援助の認定基準を引き下げるべきではないということであります。ご承知のように一定の所得に満たない場合には、就学援助ということで、小中学校の児童生徒の学校にかかる費用が援助されるわけです。これは就学援助制度ということで、もちろん一定の基準があるわけでありましたが、最近の小泉内閣の構造改革によってやはり格差社会が進んでいる。富む者は富むのだけれども、貧しい者はますます貧しくなっていくという状況がありまして、大きな問題になっております。東京の足立区では学校の児童生徒の半分近くが就学援助を受けている。新潟市でもそういった学校もあるということですが、これは大変の状況です。格差社会が進んでいるということの証左であると思います。

したがって私は、こういう場合にはこうした基準を引き上げて、もっと大勢の子供を就学援助制度によって救っていくというのが、国や地方自治体の役割ではないかと思うわけでありまして。ところが当市ではこともあろうにこの基準を引き下げたということでありまして、お聞きするわけでありまして。

今、市が進めている子育て支援政策、この最重要課題とも私は矛盾することではないかと思うわけでありまして。構造改革、行政改革といっても、子供やお年寄りにしわ寄せをする、弱者にしわ寄せをするというやり方での改革は、やはりやるべきではないと私はいつも申し上げているわけでありまして。先ほどの医療制度の問題にしても、この児童生徒に対する就学援助の問題にしても、やはりそうした弱者の皆さんをきちんとそこが生活していけるような、やっていけるような政策をとりながら、改革を進めるということではなければならないと思います。どうも国も地方もそうした点で弱者をなおざりにしているということが、こういうことから見えるわけでありまして。

南魚沼市では合併して間もないわけで、私は全体がどうかというのはわかりませんが、大体17年度で見ても、就学援助を受けている皆さんは中高合わせて346件くらいの数字であります。大体この程度で推移をしているということでありまして、ご承知のように、今この格差社会の中で給食費の滞納もあるというふうに、非常に格差社会の進行があるわけで、やはり就学援助は大変重要な制度になっている。こういうときにはこれを充実して、多くの子供に悲しい思いをさせないというのが、行政の役割ではないかと思うわけでありまして。

これをどう減額したかと言いますと・・・これはまた後で議席の方でやりますが、国民年金のかけ金、あるいは児童手当の支払い基準、これが基準になっていまして、この基準で下げているのです。だから大幅にそういう点では引き下げられているわけです。これはやはり

早急に元に戻す、あるいはさらに拡充していくということが大事ではないかと思えます。その点でお聞きしたいと思えます。

もう1点は問題になっている教育基本法の改正であります。この基本法の改正はどのような問題点があるかというようなことは時間がありませんのでやりませんが、この中で「愛国心」これが通信表で評価しているということが全国で方々にあって、そのことが問題になっているわけであります。当南魚沼市の方ではどうなのかということで、この前、教育長さんともお話をしたのですが、全体の状態は把握していないということであります。

これはしかし国は勧めている方向ですから。やはりこれは各学校、校長先生が従わざるを得ないというようなところもあるのでしょうか、子供たちの心のなかに、あるいは勉強のなかに愛国心。その子はどれだけ愛国心を学んだか。それをA、B、Cというようなことで評価をするということなのですが、これはどういう方法で何を一体評価するのか。私は愛国心というようなものが 1 + 1が2だというのは、そういうのはまるですからそれは評価できます。そういうものではないですから、どう評価するというのかというのが私はあるのですが。

福岡市やその他全国でも今これは問題になっていまして、見直しが進んでいますが、南魚沼市ではどうかというあたりをお聞きしたいと思えます。あとは議席の方でお願いいたします。以上です。

市長 笹木議員の質問にお答えいたします。

1 医療制度改正と地域医療について

医療制度改革と地域医療という見出しでありますけれども、高齢者の医療費負担、保険料の軽減を図るべきという。これはご承知でありましようけれども、平成18年度の国民医療費は28兆3,000億円と推計をされておりますが、この制度のまま移行推移をしますと、20年後の平成37年度には56兆円になるという、そういう推計がなされているところであります。

これは当然ですけれども、人口構成の変化、これらが大きく影響しているわけでありまして、私たちも含めて団塊の世代が後期高齢者の仲間入りをしていきますと、75歳以上の人口が、いわゆる老人医療費の無料化をしたその時代から比べると3倍になるということでありまして。一般的に老人医療費は若年医療費の約5倍かかっているわけでありまして、私たちの市でもその数値は大体4倍というところであります。

都道府県単位で医療費制度が異なるという現状がございます。これはご承知のとおりだと思います。一番高いところが福岡県だそうでありまして、最低が長野県で、約30万円一人当たりで開きが出ているということです。率で1.5倍ですから、いわゆる県、地域によって非常にばらつきがある。新潟県は下から3番目だそうであります。結局運営は全国一律でやっておりますけれども、いわゆる受益に応じた負担に全くなっていないということでありまして。

これらは地域の取り組みで、例えば私たち新潟県内は3番目ですから、いろいろ医療費を

安くしようということで取り組んでいても、全然恩恵がまわってこないといいますが、そういうことです。これは政府管掌保険の中でありませけれども。そういうことで保険料に全然反映されないわけでありませから、全国一律に保険料はとらせて、医療費はいろいろの保険制度を活用しながらやっいて医療費を安く抑えたよといっても、国保はそのなかには影響が出てきませけれども、一般の政府管掌保険については全く影響しないということでありませから。ある意味では矛盾があるかなと、そういう思もしてあります。

それで今回の改正につきましては、医療費適正化の総合的な推進と、新たな高齢者医療制度の創設、そして保険者の再編・統合。これを主な柱にしているところはお承知のとおりだと思ひます。1人あたり平均月額6,000円程度というこの老人医療費の額も、今ほど笛木議員おっしゃったように、6,000円程度の負担増になっていくのだろうということだと思ひますけれども。

医療費の適正化、これを国民皆保険という部分を、きちんと堅持をしながら持続をさせていくということをお前提に考えますと、やはり医療費は適正化をしなければならぬということでありませ。そして、例えば75になったから、一律全部負担はいらぬよとか、負担はこの程度でいいよという制度はやはり改めていこうという、私はそこは賛成をいたします。それだけの収入のある高齢者の方もいらっしますから、その皆さん方からはやはり当然ながら負担をしていただくというのは、これはやむを得ぬといひませか当然の姿だと。年をとったから何でもただだとか、そういうことはやはり避けるべきだと、私はそう思っております。

収入がない方、生活に困窮されている方は当然でありませますが、年齢の制限なくきちんと行政がそれは支えていかなければならぬと思っておりますけれども、ただ単に年齢だけを考えていくつになつたからこうだという部分というのは、やはりある程度撤廃をしていくべきだという考えでありませ。ですので、高齢者の方からの相応の負担。これについてはやむを得ぬというふうにお考えしております。しかし、弱者といわれる部分につきましては、きちんと行政の方で対応をしていかなければならぬと、そういう思でありませ。

医療費の軽減、それから保険料の軽減。これはどう考えても一朝一夕でほんとはできません。ですので、要は皆さんから健康になっていただくということでありませ。即効性はありませんが、とにかく健康増進。これを市として、市の柱として増進していくということが、将来的な医療費、あるいは保険料の軽減につながるものだという考えでいるところでありませ。

療養病床の大幅削減で退院者の受け入れ体制はあるか。先ほど議員、医療病床は25万床、それから介護療養合わせて13万床、合わせて38万床。これをすべて撤廃するという話でしたがそうではないということでありませして、療養医療の療養病床、25万床を15万床にしていこうと。いわゆる10万床を減らそうということだ。そして介護療養病床が今13万床あるわけでありませけれども、これを10万床増やして23万床。トータル的に38万床は変わらない。医療から介護療養の方にそれを向けていこうということでありませ。

それでこういうことをきちんと再編するために、国の方では施設基準の緩和、あるいは第4期介護保険事業計画において病床の転換が円滑に行われるように参酌標準の見直し。これらさまざまな支援措置を検討しているというところであります。

今年から始まりました第3期の介護保険事業計画では施設サービスから居宅サービスへの転換をするために地域密着型サービスが創設されたわけでありまして。これは今のところ民間業者によって順次整備が進められているという状況であります。私たちはこういう状況でありますので、国の動向、これも無視は当然できないわけでありまして、それらを見守りながら第4期および第5期　これは平成24から26年であります　介護保険事業計画のなかに不足施設の整備、それから介護サービスの充実、これらを盛り込むような方向できちんと対応していきたいということでありまして。

今現在、介護療養病床に入院している皆さん方はそれぞれの病院は申し上げませんが、23人。それから医療療養病床、これは大和病院の方に23人。市外の施設についてはちょっと不明ということですがこういう状況も報告をされています。

混合医療の関係であります。患者負担が増大して病院経営も困難になるということでありまして、これはやはり見方がそれぞれ違っております。私どももまだごくはっきりはわかりませんが、混合医療の解禁を進めております規制改革民間開放推進会議の皆さん方の見解では、混合診療が解禁されれば患者がこれまで全額自己負担しなければならなかった高額な高度先端的な医療が、一定の公的保険によっての手当ての下で受けられるということになりますから、金持ち優遇どころかむしろ逆に受診機会の裾野を拡大して国民間の所得格差に基づく不公平感は是正されると、こういう見解であります。

厚労省の見解につきましては、例えば特定の医療機関にそれを限ったにしても不当な患者負担の増大を招くおそれがあったり、有効性、安全性が確保できない、そういうおそれがあるので、今後とも特定療養制度のもとで対応を図っていくことが適正である。全く見解が分かれています。

しかし今回16年に尾辻厚生労働大臣と村上規制改革担当大臣の間での基本的合意が交わされまして、今回の見直しが始まったということでありましてけれども、今回の改正では特定療養費というものを廃止いたしまして保険外併用療養費とこういう表現をして、何か玉虫色でありますけれども。そんなことでとにかくこれを試験的にやってみようということでありまして、簡単に申し上げます。

ですので、この部分につきましては推移を見ていかないと、なかなかおっしゃったことがそうだとも言えませんし、そうでないとも言えない部分でありますけれども、これも長い目で見ますと、将来にわたって国民皆保険というこの制度を堅持していくためには、今回の改正もある程度はやはりやむを得ない部分があるという思いではあります。ちょっとここは煮えきりませんが、失礼をいたします。

基幹病院の建設にともない既存の病院をどう整備するのか。これは新聞報道等も出ましたし、その前日13日にも県の方から私どもの方にまいりまして、いわゆる六日町、小出、こ

の両病院について、基幹病院を建設することはこの両病院の統合です。よってこの両病院を県立で運営することについては全くなくなることが前提だという話。これは前々から非公式的には話はあったわけでありましたが、それを承知していただかないと県もなかなか前に進めないということでもあります。私はそれはそれで結構です。ただし、条件があると。基幹病院の建設される位置が、もし大和病院の隣接地とすれば、これは当然ですけれども今ある大和病院の機能を相当やはり基幹病院の中で包含していただかなければなりません。これを拒否をされるようであれば、とてもとてもその話には乗れないということでもあります。位置が全くずれたとします。新幹線駅の近くというのもありますので。そうした場合にあって、南魚沼市が大和病院を現状のまま経営をしながら六日町病院をそのまま引き受けるといふことにはなり得ませんと、この話はしてあります。

ですので、六日町病院も大和病院も当然基幹病院ができますと、いわゆる規模は縮小していくわけでありまして。ベッド数も含めてです。これは致し方ないといいますが、それでいいわけでありまして。機能そのものを、今まで県は基幹病院は3次に特化をするという話をずっと続けてまいりました。けれども、私はそれはちょっと間違いだらうということで、2次から3次、この2つをやっていただかないと私たちの地域の中では病院の再編ができないということを申し上げておりますので、そういう方向で検討に入ると思っています。

ですのでこの地域が後退をするということはありません。六日町病院も規模は若干縮小しますが、最悪の場合でも市がこれはきちんと引き取って運営をしていくという、基本的な私の考え方は固めてありますので。ただそれは市に限ったことではありません。どなたがといったら失礼ですが、経営母体はそれぞれまた別個にあるわけでありまして、それらも検討しながら、最終的にどこも受けられないという部分になった場合には、市で責任をもって受けていくということ。このことは今までもおおむねお話し申し上げてまいりましたが、今回あらためてこのことを表明させていただきたいと思っております。

ですのでこの地域医療はどう整備をするかというのは、基幹病院の具体的な姿がもうすぐ出ますので、具体的な部分はその後になりますけれども、今の病院の位置も、規模等は若干は縮小されるにしても地域医療に困難をきたす、支障が出るということには絶対にしないという基本的な方向を堅持をしております。

そういうことですので、1次医療も含めてずっと申し上げておりますように、地域完結型であります。1次から3次、そして思川まで全部整備をここでして、皆さん方から安心をして過ごしていただける地域にしていくと、そういう思いでありますのでよろしく願いいたします。

教育関係につきましては、教育長に答弁をいたさせますのでよろしく願い申し上げます。以上であります。

教 育 長 2 教育について

教育に関する2点について教育長から答弁をさせていただきます。まず第1点目の就学援助費の基準を切り下げるべきではないと、こういうお尋ねがありました。私どもが今回行い

ました基準の見直しは、基準の引き下げをねらったものではございません。若干背景等から触れたいと思います。

ご承知のとおりでありますがこの就学援助の制度といいますのは、経済的に就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して市町村が必要な援助を与えようと、これが目的であります。それで昭和39年から始まりました。途中で平成14年でありましたが、議員ご指摘の国民年金の一部減免という部分が出てまいりまして、ここから多少ややこしくなってきたという部分でございます。この国民年金の一部減免につきましては、今年度7月からさらに、従来の半額免除、減免から今度は4分の1、半額、4分の3という4段階の制度に変わります。

そういう中で一方では従来ですと、要保護者に対する市町村の援助費に対しても、国から補助があったのでありますが、この補助は平成17年度からなくなりました。いわゆる耳によく聞こえる言葉でいえば「一般財源化された」ということであります。そういうなかでしたがいまして、17年度からはこの準要保護者に対する市の援助というものの財源は、すべてと言っていいほど市民一般の納めていただく税でまかなうと、こういう状況になってきたところであります。そこで市民間の負担の平等ということを最優先に考える必要が出てきたということが背景であります。

ところでこの就学援助の制度はひとつには議員からご指摘があったような、例えば生活保護法に基づく保護の停止または廃止、あるいは市民税等の非課税というふうな機械的に認定をしなければならない部分と、それから私ども教育委員会がその保護者の生活の状況、収入の状況等を配慮して認定できる部分、この2本立てであります。今回話題になっておりますのは機械的に認定すべき基準の方で、見直しをさせていただいたということであります。したがって、私どもといたしましては、総合的に判断できる第2項の方で今後とも引き下げにならないような認定をしていきたいと、このように考えております。

こう申し上げましても漠然とした話でありますので、具体的な数字で若干申し上げます。国民年金の免除対象となる所得の目安。この部分でちょっと申し上げてみたいと思います。この18年7月から実施される4段階に移った場合であります。全額免除されるという方があった場合ですが、家族4人世帯、夫婦と子供2人の場合で申し上げますと、給与所得者の場合の収入額で言えば、ここが257万円でございます。一方、4分の1免除される方の収入は486万円というふうになります。ですので、この486万円という給与収入がある方々までも機械的に一律に認定していくことについては、私どもとしては市民の間にも納得がいただけないものではないかなと、このように考えまして機械的に認定する部分の基準については見直しをさせていただいた、こういうことであります。

例えば同じように夫婦2人で子供2人という世帯を考えましても、病人を抱えておったり、あるいは全く逆に皆健康だというふうな方だと、病気がちな子供さんを抱えているとか、本人が病気がちであるとか、いろいろな状況があります。その辺のところも総合的に考えながら生活に困窮しておられる方々については就学援助を実施していきたいと。このような考え

でありますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

それから第2点目であります、「愛国心」の通信表の評価であります。先般議員から訪問いただきましてお話がありましたので、全校の通信表についてあらためて調査をさせていただきました。子ども26ある小学校・中学校においてはこの項目を盛り込んだ通信表を使っておる学校はございませんでした。

なお、通知表につきましては法的な根拠は特になくて、各学校長の方針により作成されているものだという事であります。つまり作成しないことも含めて学校長の判断だということであります。ただ市内の学校では26校すべてで作成をしておりますし、通知表には教科の成績や生活の記録等が記載されて保護者に渡されるというところがございます。

よそには通知表を発行しない学校もあるというふうな事だそうでありますが、ここで申し上げたいのはそういう事ではありませんで、通信表にどういふ評定項目を盛るか。これにつきましては、少なくとも子ども教育委員会、南魚沼市の教育委員会では学校に任せてまいりましたし、今後とも学校の判断でやっていただきたいと、こう思っております。以上でございます。

議長　ここで休憩といたします。休憩後の再開は11時20分。

(午前11時10分)

議長　休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午前11時20分)

議長　なおここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長　1　医療制度改正と地域医療について

笛木議員の答弁の中で若干間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。先ほどお答えした介護療養病床。これを13万床から23万床というふうに申し上げましたが、大変失礼いたしました。これは全部廃止をいたしまして、老人保健施設、ケアハウス、在宅療養支援拠点。これらを23万床整備して再編をするということでありましたので、数字を訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

笛木信治君　再質問をさせていただきます。

1　医療制度改正と地域医療について

医療費の問題、わけでもお年寄りの医療費の問題が深刻なわけですが、市長もこれは大変だというご認識はお持ちのようであります。言ってみますとこれは1970年代、いわゆる日本の戦前戦後と国を作ってこられたお年寄りの皆さん、こうした労苦に報いるためにもお年寄りになったら医療費くらいはただにする、という国民の声がほうはいと起こりまして、東京都を中心に無料化されると、政府もそれを取り上げて全国的にお年寄りの医療費は無料という1970年代の流れ、日本の福祉事業が高揚した時代ですね。そういう時代があつて現代に至っているわけでありますが、ここへきて小泉内閣の構造改革。見るも無残に私はこれが変革されていったというふうに考えております。

そうした中で、もちろんだからといって地方自治体がこれを全部背負い込んで、そこを肩

がわりしていけるというような内容のものではないということは、私も百も承知であります。少なくとも今回の税制改正によって、天から降ってわいたような増税を余儀なくされているお年寄りの皆さんについては、やはり市の方でそういった方々をピックアップしながら保険料等の面でこれを軽減していくということはやはり検討すべきだと。できませんからやりませんというだけでは、私はいかにも思いやりがないというふうな思いもします。そこら辺をもうひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから療養病床の廃止。これに伴い大量のお年寄りが病院から出されるわけですが、これの受け皿として、私はそうした方々が今既存の特養施設でそっくりそのまま入れるという状況にはないと思うのです。7月からの問題、たった今の問題であるわけで、そうした家庭の状況を見極めたくちんとした指導がやはりなされていかないと、これは重大な悲劇を生む結果にもなりかねないというふうに考えております。そこをひとつもう1回答弁をお願いいたします。

それから混合医療について、逆に負担が有利になる場合もあるではないかという市長の指摘がありました。これはそのとおりでありましてそういう部分もあるのです。ただ私は質問する側ですからそういうことはあまり言わないのですが、こういう点が悪くなる。例えば今、痔の手術なども今既に混合医療でやられています。保険のきかない部分でやりますと、3日くらい入院で全く痛くない。退院できます。同じ病気を保険を使ってやると1週間くらい入院してかなり痛い。うんうんと苦しむ。だけれどもお金は保険がきく場合ときかない場合では3倍くらい違います。そう言われます。

もっと進めば同じ病室でも窓側のベッドは月々ベッド料が5,000円で、その次が3,000円で、その次が2,000円というようなことも考えられるのです。病院経営上からいえばそういうこともできるわけですから。そういうふうに非常に医療の場に差別が持ち込まれるという懸念があるわけです。私はそうした点が混合医療の大きな問題になってくるのではないかという気がしています。

これは病院の経営という考え方からいって大変重要な問題があると思うので、まだ具体的にこうこうこうというようなことではないのですけれども、かなり病院の裁量に任せられる部分がある。これが危険といえますか、良いことといえますか。その病院が本当に民主的立場で経営していけば逆に患者のために有利になるのです。ところが何が何でも黒字にするためということになれば、先ほど言ったように窓側のベッドは5,000円というようなこともありうるわけで、ぜひひとつそこをお聞きかせ願いたいと思います。

それから基幹病院、県立病院。これは私はいろいろ言ってもゆきぐに大和、六日町県立病院がこの地であって、今は確かにスタッフも不足なので、2つあるのだけれどもなおかつ不十分な面が多いのですよね。私も身体にちょっと悪いところありましていろいろ医者にかかっていますが、昨日あたりでも大和病院に電話したり、六日町病院に電話したり、しまいには十日町病院に行けと言われました。それで十日町病院に電話したら「明日、新潟大学から六日町病院に何々先生が来るはずだからそこへ行け」と言われました。こういう状況がある

わけで、非常にやはり地域医療の充実という点では大変やはり大きな問題をはらんでいると思います。

これが今の状態は、小出・六日町県立病院の統合を含めて、「地域医療の今の水準を守りたい」「後退はあり得ないのだ」という市長のお覚悟はお覚悟でよろしいのですけれども、果たしてそれがきちんと守っていけるかどうかという点では非常に私は懐疑的です。ぜひひとつここは、地域医療を守るという点では市長の不退転な立場をお聞かせ願いたいと思うわけがあります。

2 教育について

それから就学援助。これは基準を引き下げているのではないのだと。もうひとつは状況を見て判断する、そして就学援助を適用していく場合と2通りあると。そちらの方を活用しながらというお話がありました。大変結構なことだと思いますが、引き下げたことではないといいましても、確かに国は国民年金の免除基準やそれから児童手当の支給基準を変えていますから。それに合わせておそらく変えたのだと思うので、言ってみれば上位法がそうなったから変えたということだと思うのですが。

この内容からいっても、先ほど教育長も説明されましたが、例えば今まではいわゆる一部免除、あるいは半額免除の人も対象とされたのです。ところが今度は一部免除や半額免除は対象とならないと。全額免除されるものというふうになったわけだそうです。そうすると例えば3人扶養者の場合、今まで、これは国民健康保険料ですよ、280万円、282万円の所得の人が対象になった。今度はこれが全額免除ですが162万円です。この人でないと対象にならないわけですから。これは大幅な引き下げです。教育長は引き下げではないなどと言いますが、私は引き下げだというふうに考えています。

児童手当の方でもやはりそうです。一部支給、全額支給とありますがこの全額支給ということですから、これもやはりそれぞれ大きな差があります。

私はそれが実際問題として2通りあると。状況を見て判断するやり方もあるのだということで、教育長さんの頑張りに期待したいのですが、今年の数字はこの間お聞きをしてわかりましたから。来年また聞いて今年より減ったなんていったら本当に承知しませんよ、私は。これはやはり増やしていくべきであって、減らすなどというのはとんでもない話です。この格差社会の中で。ぜひひとつ頑張ってくださいと思います。

もう1点は教育基本法。この「愛国心」の問題ですが、私は・・・

議 長 19番、簡潔にお願いします。

笹木信治君 すみません。通信簿には評価していないということでありますけれども、では指導要領の中で国は、愛国心をこういうふうに教えなさい、と言っているわけですよ。それに対しては通信簿で評価はしていなのだけれども、教育現場ではどうそれを処理しているか。そこをひとつ聞かせてください。長くなってすみません。

市 長 1 医療制度改正と地域医療について

再質問にお答えいたします。老人医療費の無料化の変遷等については議員のおっしゃった

とおりでありまして、そういう思いからまた時期的にも日本の経済的にもそういうことが可能であったときがあったわけでありまして、現在はそういう状況にもないということが、これはご理解いただけたらと思います。しかし根本的にやはり考えますと、確かに若いときに難儀をしていただいた部分では、そういう高齢者の皆さんには敬老会等も含めて十分その気持ちを表していくと。いわゆる負担という部分につきましては、それだけの能力のある方からは負担をしていただく。これはもう時代の流れといいますか、そういうことはある程度考えていかなければ、やはりこの国もなっていくのだろうという思いでありますので。当然であります、先ほども触れましたように、弱者と言われる皆さん方に対して過酷な部分を押し付けるということはないように、行政として配慮していきたいという思いであります。

療養病床の大幅削減の件であります。これはやはり制度を転換していくわけですので、なるべく私どもも混乱のないように配慮しなければならないと思っております。状況を十分把握しながら対応していくということで、ご理解いただきたいと思います。

混合医療の件。これは先ほど触れましたように、ひとつとしてはいい面もあるのかもわかりませんが、また大変な問題も含んでいるということでもあります。一応試行的な部分で「保険外併用療養費」という名前まで変えて始まったわけでありまして、これを今のところちょっと見守っていく以外に、どうも私たちも対応する手立てがないということ、ご理解いただきたいと思います。

基幹病院の件であります。地域医療のレベルをやはり落としてはならないということで、当然アップをしていかなければならないと思っております。ですので、基幹病院に求める部分も、私たちはまだ具体的な部分が出てきておりませんので話は出しておりませんが、医師会の皆さんともいろいろ相談しておりますし、この地域の首長同士ともいろいろ相談しております。そう遅くない時期に県から具体策が示される段階でありますので、その際にこの地域の医療をきちんと守っていける、そういう方向を打ち出して県との折衝。そして私たちがやらなければならない部分もまたあるわけでありまして、それにきちんと対応していきたい。完結がきちんとできるようにやっていきますので、よろしく願いいたします。以上であります。

教 育 長 2 教育について

就学援助の認定者につきましては議員もご承知のとおりであります、例年340～350人くらいであります。認定の結果、経済情勢等々が日々変動しておる状況でありますから、減らさないとは申し上げるわけにはまいりません。極端に減ることはないだろうということだけ申し上げさせていただきたいと思います。

それから学習指導要領における「愛国心」の関係であります。今のところ文部科学省や県教育委員会から、通知表によって愛国心の評価を行うべきだというふうな指導は出ておりません。

それから学習指導要領における愛国心の関わりであります、道徳の中でこの表記がござ

います。例えば小学校の道徳であります、主として集団や社会との関わりに関することの中には、次のような表記があるということでもあります。まず1学年および2学年では「郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ」。そして3学年4学年の中では「わが国の文化と伝統に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ」。5年生6年生の中では「郷土やわが国の文化と伝統を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ」。なお中学校の道徳では、ここでもやはり主として集団や社会との関わりに関することの中で、次のように表記されているということでもあります。「日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する」。以上であります。

議長 質問順位3番、議席番号28番・若井達男君。

若井達男君 傍聴者の皆さんには早朝よりご苦労様でございます。議長にお願い申し上げます。私の質問はここに記されている文面を読めば1分で終わります。しかしこれだけではちょっと足りないような気がしますので、少し枝葉をつけさせていただきますが、できることならば、答弁まで午前・午後に分かれないで、答弁まで一緒に取り扱いをお願いしたいというふうに考えております。と申すのも、3月議会でやはり全く同じ時間帯になりまして、午前の質問、午後の答弁が分かれてしまいました。2度あることは3度あるといわれぬように、その辺の取り扱いをお願いいたします。

議長 了承。

若井達男君 南魚沼市のまちづくりを問う

前段がちょっと長くなって恐縮です。市長、南魚沼の市報6月号、この2ページ、3ページに国土調査の案内が掲載してありました。19年度から実施を行いますと。ということでこの国土調査の19年度からの実施については、やはりかなりの反響がありました。どうしてももっと早く取り組まなかったのだ。どうして今になっているのだ。とはいいいながらやはりこれは皆さんが待ちに待った肯定する意見ばかりでございました。そういうことでやはり国調に対する期待は大きなものだというふうに受け止めておりますし、これらの声は当然のことながら市長の耳にも入っていることだと思います。今日は国土調査の話をするわけではありませんが、まちづくりの基本は国土調査がなっこそ、やはりまちづくりの一步であるというふうに考えております。

通告は都市計画マスタープラン、都市計画区域の再編を、ということでしてあります。これは皆さんご存知のように、南魚沼市は昨年、一昨年、1年間のなかに2回の合併を経ました。そして昨年の10月1日には6万3,000人という県内9番目ということで、新しい市が誕生しております。しかし、これらの新しい市の誕生につきましては、何事においてもやはりその時点でそれぞれ対策、対応、整理をやらなければならない問題は常についてまわっております。

今議会でも初日にありました消防団の機構をどのようにするかということも、これらは全くその1つであります。それぞれ行政組織にあります個々の団体、また観光協会、それらに

についても同じことがいえるわけですが、やはりこの合併時にいち早く取り組まなければならないものが、都市計画マスタープランの作成と市街化区域。これは旧町ごとに存続しております。旧塩沢、旧六日町、旧大和というふうになっております。本来であればこういうものはスタート時から一体となった都市計画区域であり、これを基とした都市計画プランが作られると。それに向かって向こう10年、向こう20年の施策が行われていくというのがスタイルであります。

旧六日町時代におきましては、平成11年から約2カ年の経過を要しまして、平成13年、第6次総合計画と都市マスタープランの計画の決定をみました。やはり今ほど申し上げましたように第6次総合計画は、第5次に引き続いたホワイトピア六日町の継続ということで、平成18年から22年の10年間の目標期間であります。都市マスタープランは、同じく平成18年から20年期間の平成32年までの期間で作られております。

そしてこの都市マスタープランは市町村で作成する都市マスタープラン、都市計画マスタープラン。また県で策定をしなければならない都市計画マスタープランというものがございます。県はその後の平成16年2月9日に市町村の意見を求めるということで、六日町に2月9日に町長宛に意見聴取の文書が届いております。それに基づきまして、今の市長、当時井口町長は六日町都市計画審議会に意見の聴取に合わせた諮問をお願いするというので、都市計画審議会では3月におきまして都市計画プランに対しての諮問を行って、町の方に提出しております。

そしてそれらは3月の県の都市計画審議会承認されておることではあります。これらは当時の市町村においては同じ経過をたどっております。当時、県内には4カ所の都市計画区域が存続しておりました。しかしこれらは平成16年はまさに大同合併の真っ最中。そして当初、合併年次の平成17年、そして1年延長したなかの今年の3月31日までには、新潟県におかれましては111市町村が存続しておったわけですが、これが35の市町村になったということではあります。

この都市マスタープラン マスタープランという言葉は都市計画法ではないのです。出てこないのです、どこを探しても。これは都市計画区域の整備開発および保全と、保全の方針というのがこれをくくって都市計画マスタープランという取り扱いになっておりますが、これらがやはり整備されてこそ新しい南魚沼市の出発であるというふうに私は考えています。市長の所見を伺うところでございます。

まちづくり3法が今国会において、改正まちづくり3法が決定しております。都市計画法の改正、これは大型店の出店規制をしたということで都市計画法、また中心市街地活性化法では市街地の活性化のために交付金支援をするという改正。また大規模小売店舗立地法につきましては、これは出店の届出を必要とする法律。これを含めてまちづくり3法がここで改正されておるわけです。私に限らずこの後、明日くらいになりましょうか、阿部俊夫議員の方もこのまちづくり3法および交通規制に対しての一般質問を取り上げております。果たしてこの改正がどのような効果、場合によってはより一層の地域格差が生じるのではないかと

いうふうに私は感じております。この3法改正について、まずは市長の所見をお伺いします。

私はこれから自分の考えを述べさせていただきますが、これは今ほど申し上げましたように、ひとつのまちづくり政策において格差を生む改正であるというふうに考えております。

南魚沼市には1万平方メートルを超える売り場店舗はジャスコ1店でございます。そして今回の改正の一番の要点は、指定された区域以外には1万平方メートルを超えて店舗を出店してはならない、というのが一番の基本になっております。今までは用途地域のなかには6つの用途地域に面積制限がございません。それから都市計画区域のなかの白地地域、これらも面積制限はなかったわけですが、今回の改正によりまして商業地域、工業地域、近隣商業地、この3用途地域に限り出店が許可されるという改正であります。

今ほど申し上げましたように、私ども南魚沼市においては一番大きいところでジャスコの1万7,000平方メートルの売り場面積。その後は一気に5,500平方メートルにまで落ちております。これはララでございます。若干ここに数字がありますので、南魚沼市にある私どもから大型店舗といわれている店舗面積を若干述べてみます。ビッグハウス、1,647平方メートル。ララで・・・失礼、先ほど5,500と申し上げましたが、5,700平方メートル。コメリ・アテナ合わせて5,700平方メートル。コメリだけでは4,000平方メートルです。それからひらせいだけでも2,500平方メートルです。これはドラッグストアかどくらと合わせて3,200平方メートルと。5,000平方メートルにも達していないと。そうしたなかに用途地域の規制のなかに1万平方メートルしかできないというものは全く絵に描いた法規制でしかない。

先ほどの私の用途地域の規制のなかに、準工業地域でございます。準工業地域、これについては準工業地域の一步外にいくと、これは白地地域。都市計画区域の無指定地域。そういったところになっております。

これらについては確かに1万平方メートルは建設できませんが、9,900平方メートル以下の売り場面積の店舗は今ほど申し上げました商業地域でもどこでもできるのです。白地地域でも9,900平米の店舗は出来るのです。

そこで市長にお伺いしますが、これらの今回のまちづくり3法の改正にあわせた中では道府県ではいち早く独自の規制を策定しております。福島県ではこの10月、面積で6,000平方メートル以上の規制をかけております。同じく福岡県でも6,000平方メートルと。また工業、準工業地域については、用途変更の変更ができるというのが今回の改正都市計画法のなかに決められております。そういったところ、用途変更を行ってやはり面積制限を行うというふうになっております。またこれらに対して県は近隣市町村の意見を聞き、反対意見があれば出店計画の見直しを求めるということも決められております。

以上これらをかながみたときに、やはりもう大型店はいらないということで市長もこの市政のなかにまちづくり対策を行っているわけです。やはりこれらは1市ではなかなか難しい問題でありますので、当然県と連携したなかに市独自の出店規制を行うと。つくるということをお伺いしますが、市長のお考えを伺うところでございます。

もう1点でございます。通告してあります景観法に基づく景観計画の作成を、ということでございます。まちづくりは別に都市施設、都市設備、そういった都市構造の策定、それから今ほど申し上げました法の整備だけではありません。やはり私たちが生活するについては環境保全、田園風景、都市景観そういったものの保護、これらが生活するなかにおいて大きなウェイトを占めております。

景観法は昨年の6月に制定されました。やはりこの景観法に基づいてもそれぞれ全国各地の自治体は、これにあわせてまちづくりを行っております。例はたくさんありますが、3つ4つ省きましてひとつだけ申し上げます。これは特段、景観法が制定されたからといって始めたわけではありませんが、225号線、只見町のその北に位置しております金山町。これは町並みづくり100年運動ということで、今年22年目に入っております。金山町は面積の90パーセントが森林をなしております。そしてその森林の有効活用ということで林業の振興というものを題目に掲げ、木組みの家、漆喰の家ということで、屋根は切り妻、そういうことで癒しの町をつくってきて22年になっています。

これは皆さん行ってみていただければおわかりですが、やはり金山町に入りますと、今のこの時期というのは新緑に茶色の屋根、もしくは黒屋根。そこに木の表しが出た柱、漆喰がまことに見事に調和しておりまして、入った瞬間「ああ素晴らしい町だ」と。「癒しの町だ」と、「疲れたときには金山町だ」と言われるようなまちづくりになっております。

景観については人のところを羨むことでなく、私どもこの南魚沼市にも越後三山、只見国定公園、また魚沼連峰、県立自然公園、そういった自然豊かな南魚沼市です。あるものを景観だといって保全保護するのもいいでしょう。しかしこのあるがままの自然こそが景観保護なのです。全市一体を景観法に基づくなかの指定として行い、そのなかにひとつとってみれば別に棚田だけが景観ではないのです。

旧大和町の八色地区、ここには中山間地として1町歩、1ヘクタールの田んぼがえいえいと構造改善で整理されております。長いところの長辺200メートル。短辺50メートル、1万平米、1町歩です。場合によっては100メートルかける100メートルの田んぼ。これらこそこの時期にまさに田園風景、まさに景観なのです。

塩沢町では牧之通りということで雁木通りが今つくられている最中です。これも否定するものではありませんが、やはりあるものをつくるということだけでなく、上田街道へひとつ足を入れてみれば、これは上田街道の石垣、そこに老松の生えた。これらを100年の大計のもとに整備をしていったときには、清水峠まで続くまさに上田街道こそ癒しの道というふうに私はなると感じております。

そのまちづくり3法についてもやはり目指すところは今ほど前半で申し上げました都市マスタープラン、都市計画区域の決定、まちづくり3法、一番のもととなるものとはかく住民参加です。住民参加することによってそこに企業、行政が一体となってまちづくりを形成していく、引き上げていく。そこに市長の前向きな素晴らしいリーダーシップが発揮されて、市長が議会初日に言っております「まちづくりは人から」ということが時代のなかに築きあ

げられていくというふうに私は感じております。以上でございます。市長のお考えを伺った中で再質問させていただきます。

議長　ここで皆さんにお諮りいたしますが、若井達男君の質問終了まで時間延長したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

市長　2回連続、昼食時間にかかったそうであります。大変でございましたが、今ほど議長からお許しいただきました。私も昼食時間を気にせずに答弁をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

南魚沼市のまちづくりを問う

1点目の都市計画マスタープラン、それと都市計画区域再編の取り組みということであり、ます。ご承知のようにこのマスタープランにつきましては、若井議員は私たちよりこのことについては熟知をしておりますので、前段は申し上げませんけれども。

今現在、まちづくりの理念、都市計画の目標、これを基にした全体構想、地域別構想これらを現状における都市環境の中で、長期的、総合的に方針や指針となるということを決めるように作業を進めている段階であります。具体的には「新市建設計画」そして市政懇談会等をずっと開催してまいりました。この中で市民の皆様方からそれぞれいただいたご意見、これらを取り入れながら「総合計画」を策定させていただいたわけであり、ます。

このなかにまちづくりに関するものを取りまとめたものということ。この中でですね、総合計画の中で。旧3町の都市計画マスタープラン、これは一応踏襲はいたします。踏襲しつつ、新市としての一体性を位置づけて、そして総合計画におけるまちづくりの目標にしたがって、都市機能のおおまかなゾーンについての方針を全体構想、そして地域別構想として記述することになったというところであり、ます。総合計画のなかにもおおむねの図で示してあります。何々ゾーンのなもの。ああいうものが基本になっているということであり、ますし、都市計画審議会の皆さん方のご意見をきちんと頂戴をいたしながら、今年度中に作成をしていきたいと。それを目指しているところであり、ます。

都市計画区域の再編につきましては、大和・六日町・塩沢それぞれ継承してきておりますけれども、原則であります「1市1都市計画区域」これはやはり早急に実現しなければならないということだと思っております。ひとつは旧3町の時代からの取り組み方といたしますが、考え方の違いが出ておまして、具体的には大和、塩沢地域では自然公園を除くほぼ全域が都市計画区域というふうになっておりました。ところが六日町地域におきましては集落部分であっても都市計画区域の区域外となっておりました、五十沢・城内地区の一部、そしてリクレーション施設周辺地域。これらを取り込みながら都市計画法での対応が可能となるように考え直さなければならないということであり、ます。全市域の同一性を確保する、そういう基盤を作っていかなければならないということであり、ます。

この再編拡大にともない、ます都市計画決定は新潟県において行われるものであり、ます、県では昨年度、有識者からなる懇談会を設置して検討してまいりました。懇談会からの提言

によりまして、当市の都市計画区域の統合および拡大が妥当であると、こういう方針が示されました。今年になってからこれらの手続きを進める旨の通知がまいりましたので、今後今年度末をめどに関係機関との協議を開始したいということでもあります。

参考までに申し上げますけれども、この都市計画区域の統合、これは軽微な変更でありまして、翌年度以降になりますけれども19年度に実施を予定している「都市計画基盤基礎調査」の分析結果や都市計画基準に基づきまして、より具体的な用途地域、そして都市計画区域施設等の決定や変更、これらを検討することになります。その際には国・県との協議のみならず住民の皆さんの意向を把握して、詳細な都市計画を推進する方向にもっていかねばならないと。最終的に都市計画を具体的な施策、これは用途の変更や都市計画道路の変更・廃止も含めて、これにきちんと反映させねばならないということでもあります。その調査・分析を含めて2年程度は必要になるかというところでもありますので、よろしく願いいたします。

改正まちづくり3法であります。当初は法案がぼっと出て、いわゆる郊外に大型店の出店を規制するというような方向の中での議論でありましたので、相当喜んでいたわけですが、今議員おっしゃったとおりでありまして、なかなか実情にそぐわないという面があります。しかし、法律は法律でありますので。要は中心市街地都市機能を集約しようという、そういう目的であることは間違いありませんので、その趣旨は大いにやはり生かしていきたいと思っております。けれども、いかんせん面積の部分とかそういうことが非常に地方都市と中央との間での差があるといえますか、1万平米などということをぽんと出されても、なかなかやはり簡単に対応していけるものではないということでもあります。

これは県との協議も当然必要であります。市としてまたこれ以上郊外に、1万平米以下であっても相当の大型店となるわけでもありますので、出店がされないような方向を模索していかなければならないと思っております。どの程度まで例えば市の条例で規制ができるのか、この辺をまだ私は把握をしておりませんが、どこかの県では県なりにやっているということでもあります。県との調整もふまえて、やはりこの地域で商業施設がこういうふうに出ると、中心商店街が益々廃れていくという方向だけは何とか阻止したい。この法の趣旨はそうでもありますので、その趣旨をうまく生かせる方法を考えていかなければならないと考えております。

景観法に基づく景観計画の策定であります。これは非常に法律としてはいい法律だと思いますが、ひとつはやはり規制が相当加わりますので行政も当然でありますけれども、地域住民の皆さん方がそれなりの覚悟をしていただかないと、これはなかなか絵に描いた餅に終わってしまうのではないかと考えております。

これは設定や計画の策定これらの制限を行う主体という、これは景観行政団体とされておるそうでありまして、具体的には都道府県や指定市が行う。もしくは景観行政に意欲をもった市町村は県の同意を得て行うということだそうであります。私たちがこれをきちんと景観条例とかそういうものを計画策定ということになりますと、県の同意が当然でありますけれ

ども必要だということであります。

私たちの市は、今ほど議員おっしゃっていただきましたように、とにかく自然、これが一番の財産でありますので、これをきちんと生かす、そして守るという方向はきちんと考えなければなりません。けれどもまずは規制がかかるという部分も含めて行政と住民、そして議会の皆さん方とまず大いに議論をしていただこうと、そういう場をこれから設けていきたいということでもあります。

そこからどういう取り組みが出てくるか、そしてその成果がどう生まれてくるか。そこを見極めたいと思っております、行政指導で景観計画を策定していこうという部分はまだ踏み込まない。住民の皆さんと一緒に考えていく。議会の皆さんと一緒に議論していくという方向をまず打ち出したいという思いでありますので、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

若井達男君 南魚沼市のまちづくりを問う

再質問をさせていただきます。都市計画マスタープランおよび都市計画区域の再編については市長の答弁を聞いてほっとしたところでございます。ということはやはり一番求められるところは住民参加。住民参加のプロセスを経た中で行っていくと。これらは早い時期に国交省になる前、建設省時代にやはり建設省通達で、一番これが大事なのですよ、ということで単なる説明会を1回した、もしくは郵送でアンケートを行った。それは住民に十分な説明ではないですよ、ということが指摘されております。ですので今ほどの答弁を聞いて安心したところでございます。ぜひともこの2カ年の間に、その辺を十分に整理した中でやっていただきたいというふうに考えるところでございます。

あとまちづくり3法については、市長とも、私自身も全くこの法は、場合によっては格差の出る法だというように感じておりますので、使い方についてはやはりこれとて人任せでなく、住民・行政がきちんと対応していかなければならないというふうに考えております。

そうした中で、市長、六日町、南魚沼市の生きる道まちづくり、これは津南町が合併をしない選択をしたと同じようなことで、極めて他の自治体より可能性は秘めてあると私は思っています。津南町は合併しない。なんで合併しないでとにかくやってみようという、やはりこれは農協が合併していないと。商工会も合併していなと。観光協会も。全部津南町独自の団体であると。そこに1万2,000人の住民と150人の職員が、1,200からの項目すべてを精査した中でやっていけば、合併はその後に考えればいいことだというふうに向かっているわけです。

私どもこの南魚沼市においてもやはり六日町のなかには市長、やはり庁舎は中心地のここなんだということから始まって、医療の県立病院、これはその跡地に福祉事業団の方から医療施設が入ってくると。また眼科医も町なかにあると。そして郵便局もあると。よもやするとまちづくりの失敗は行政がしたと言われてもしかたない。自らの庁舎を郊外にもっていく、学校そういった施設、大学、そういったものを郊外にもっていく。そうしたときにすべてがそこに人の流れが変わってしまう。病院にしても郵便局にしてみても、やはりこの町な

かにあつてこそ、お年寄りや子供たちがそこを利用できるのであつて、大人社会だけではない。

そういうことを考えたときに、この南魚沼市、旧六日町を中心としたなかには十分な可能性をもっているというふうに私は考えております。そのようなことですので、その辺の方向性の中で、もし市長お考えがありましたら聞かせていただきまして、再質問を終了します。

市長 おっしゃるとおりでありまして、特に私から申し上げることはございません。若井議員と基本的な方向が全く一致したということでありまして、今後ともよろしく願ひいたします。

若井達男君 終わります。

議長 ここで昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時15分といたします。

(午前12時10分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後1時15分)

議長 一般質問を続行いたします。質問順位4番、議席番号17番・種村充夫君。

種村充夫君 地域保健について

通告にしたがひまして、一般質問させていただきます。それこそ一番眠い時期でございますので、どうぞひとつ子守歌代わりにお聞きいただきたいと思ひます。

地域保健について特に保健師の業務の活動内容についてお聞きしたいと思ひます。3月末の人口統計では市の人口が6万2,750人。55歳以上の人口が約25パーセントでございます。4人に1人が高齢者という状況でありまして、こうした中で現在では単に寿命の延伸だけでなく、「健康寿命」私たちが一人一人が生きていく長さの中で元気で活動的に暮らせることができる長さをいうことではありますが、それをいかに伸ばすかが課題であります。習慣性病の中で予防が大きな鍵とされています。

4月に世帯配布されました健診カレンダーによりまして、住民健診はそれぞれの地域で会場も保健センターや健診センターで、1回で終了するところ、健診ごとに地域でそれぞれ何回もやるところがあり、早いところでは4月上旬から、遅いところでは11月上旬までかけて市内を健診するというような状況であります。

健診の受診者によりまして、3月の定例会の行政報告を見ますと、昨年12月末現在で19歳以上の基本健診が1万2,452人。19歳以上約5万1,000人の中で単純な率で25パーセント以下であります。胃がん検診は5,500人弱。これは40歳以上の人口の約3万6,000人の14パーセントくらいになります。骨粗しょう症では107人という状況であります。

人間ドックや職場健診、それと個々で病院で受けている健診等ありますが、年に1回は健診を受けるという状況を作り出すことが大切であると思ひます。市民の健康保持が基本的目標であり、受診者の率をどう向上させていくかということの中で、検診の実施方法や時期等

についてどんな工夫があるのかが必要ではないかと思っているところであります。

保健師は保健師、助産士、それから看護師法によりまして、保健指導に従うこととあります。市民の健康増進には保健師の力によるところが大きいものがありますので、医療機関に通院する人ばかりでなく、予備軍と言われている方々の保健指導が大切であります。保健師が検診だけに引きずられて、訪問指導等本来の活動が制限されていないか。地域に入れ込んだ、精密検査受診の追跡などに対応できているか。きめ細かな指導が健康増進のポイントになると考えますので、お聞きしたいと思います。

当市内には18名の保健師が、住民の心身の健康の維持増進と介護保健法による生活支援を目的に活動中であります。住民健診の受診率も含め地域保健行政についてお伺いしたいと思います。まず現状の各健診の受診率は適当でしょうか。人間ドック、職場健診、個人の医療機関での受診等も含め、その受診率は適当であるかをお伺いするところであります。

2番目の保健師が、保健事業の計画、その実施、実施後のデータ処理等の事務に関わりすぎでないか。保健師は他の本当の住民の健康管理の問題があるわけですので、保健師以外でも健診等についてはできるのではないかというような考え方もございます。ある程度医療機関に健診等を任せる方法もあるのではないかと考えるところであります。

3番目の問題であります。保健指導等、訪問指導は健康増進のポイントと思いますが、現状でいいのか。もう少し市全体の家庭状況等、きめ細かな把握はできないのでしょうか。昔の例によりますと、保健師が各家庭を全部まわって歩きまわって、それぞれの家庭の状況を見て、どこの家がどんな状況でどんな人がいてどうなっているということを全部把握した中で、ちょっとことがあると保健師と相談したり、その当時は保健婦でしたけれども、いろいろな相談にのっていたというところがあります。

市がこれだけ大きくなりますと、なかなかそういう対応ができなくなりますし、特に今の状況の中では各家庭の状況把握は、保健師としての把握は難しいと思いますけれども、その辺の対応についてもお聞きしたいと思います。

その後市での自殺対策についてはどうなっているかお伺いしたいと思います。国では平成10年以来8年間自殺者が3万人を超えているということから、この質問通告書を出した15日の日に、自殺対策基本法が成立いたしました。目的は国をあげた総合対策の推進によって社会的な取り組みとしてその対策を実施し、自治体、事業主は国と連携して地域や職場でこの対策を進めることとしています。そんなことで、これからも自治体に与えられる自殺対策というのが大きな役目になってくると思いますので、その辺についてお聞きいたします。

全国での自殺者の数であります。17年の警察の発表によりますと、3万2,552人だそうあります。これが平成10年から3万人を超えたというような状況になっています。新潟県では17年で776人。昨年より44人少なく、2年連続減少しているそうですが、警察の発表ですと全国で12位。それから県の統計関係でいきますと、やはり10位内に入るというようなことだそうございます。結局警察のやり方と統計の取り方では違ってくるということだそうございます。

それで南魚沼警察署管内でございますが、17年が32人、実に全国の3万2,000人のなかの32人ですので、これは1,000分の1になるのでしょうか。そんな状況で自殺者がいます。それも割に年齢の若い人たちを主体にしたなかでいますので、その辺の対応についてお伺いするところであります。

ちなみに今年18年の5月末で14人だそうでございます。ということはこのままいきますと、また30人近い人数が今年うちには出てくるというようなことでもあります。新潟県でも国の施策に対応するかたちの中で、松之山方式というのを取り入れていると聞いていますが、いずれにしろ対象者の早期発見と支援等、大切な課題が残っているところでもあります。そんな中で市の一番大事なやはり若い人たちの命ですので、対応についてお伺いするところでもあります。

またがん対策基本法というのもこの16日に可決成立しました。これらもふまえて、さらに保健師の仕事の範囲というのが大いに増えてくると思いますので、今後の計画の中でやはりそれなりの市の対応を大いに期待して一般質問を終わらせていただきます。

市長 地域保健について

種村議員の質問にお答えいたします。地域保健について各健診受診率が適当かということですが、一応これからちょっとその率を申し上げますけれども、受診率の算定にあたりましては、対象者をどう把握するかという問題が若干残っております。私たちの市は受診希望アンケートをもとにして算出をしておるということでもありますし、国保加入者の数から推定している自治体もあるということでもあります。

私どものところを申し上げますが、17年度でありまして、基本健診40歳以上は受診率が59.6パーセントであります。同じく新潟県の16年度は44.3パーセント、全国では44.4パーセントという数字になっております。

胃がん健診、これは当市が28.4パーセント、県が22.7パーセント、全国では12.9パーセント。

大腸がん。当市が33.1パーセント、県が23.6パーセント、全国では17.9パーセント。

肺がん健診であります。これは当市では66.7パーセント、県内では43.2パーセント、全国では23.2パーセント。

子宮がん健診であります。当市は18.5パーセント、県が16.6パーセント、全国では13.6パーセント。

乳がん健診は、当市が24.4パーセント、県内は9.7パーセント、全国は11.3パーセント。

若干ばらつきはありますが、県、全国の平均を若干でありますけれども上回っているという数字ではあります。17年度もやります。私たちの市は17年度であります、ほぼ横ばい状態だということだそうであります。

これで十分とは当然ですけれども言い切れないわけでもありますので、受診率アップに向け

たメニュー、前立腺がんも非常に、注目を浴びているという失礼ですけども、そういう部分がありますのでこれもメニューに入れたり、実施時期、それから漏れ者健診日の設定、これらに工夫を凝らして受診率の向上に努めているところではありますが、もっともっと啓蒙をしていかなければならないということだと思っております。

2番目に保健師が健診事業の計画・実施データ、これらの事務にかかわりすぎていないかということでもあります。実施通知書、結果通知書の発送事務、これらは事務職において処理できるものですので、できるだけ事務職で処理するようにやっているところではありますが、時間的な制約の中では課員を上げて処理するという、そういう場合もあるということでもあります。

健診事業のなかには問診、これらも含めて専門性を要する業務もありまして、それらを含めて健診機関に全部委託をできればこれは別でありますけれども、とてもこれは相当の財政負担になりますので、現状の中ではマンパワーの面ではちょっと無理だということではありますが、保健師の関わりなく実施をできない部分が相当多く含まれております。また乳幼児の健診等も含めてこの健診事業が多くを占めておりまして、その結果が保健師活動の多くの部分を健診部分が占めているという現状であります。

このたびの医療制度改革関連法の改正で平成20年から糖尿病等の予防に着目した健診等が各医療保険者に義務づけられることになりまして、今後市町村における健診のやり方も検討が必要となりますが、効率的な健診のありようを目指していきたいと思っております。

申し上げましたように、なかなかそっくり保健師さんを除いた部分というのは非常に限られているところがございます、関わり過ぎか過ぎでないかということは別にいたしまして、保健師が相当関わらないと業務が遂行できないという現状をまたご理解いただきたいと思っております。

3番目の保健指導等が健康増進のポイントということでもあります。これは本当にそうありますが、現在保健課に18名、福祉課　これは地域の包括支援センターや在宅介護支援センターこれに10人、計28名の保健師が在籍しております。保健課の方で主に健康維持を目的に乳幼児、あるいは精神障害者を対象にして、福祉課の方では介護保健法による介護を中心とする生活支援、これを目的に主に高齢者を対象として活動しておるところでございます。

65歳以上世帯につきましては、毎年民生委員を通じまして現況調査を行う。その結果訪問観察が必要と思われる世帯につきましては、地域包括支援センターの職員が訪問をしている。18年度からは特定高齢者、これは介護の必要となるリスクの高い人ということでもありますけれども、住民健診が未受診であった高齢者も訪問等により状況把握に努めることといたしております。18年度から。

かつては議員おっしゃったように、とにかく住民の健康状況の把握、これは訪問が唯一の手段でありましたけれども、老人保健法の導入によりまして、住民健診が導入されたわけがあります。その結果によって対象者を把握できるということがありまして、リスクに応じた

階層化等をグループ分けして、それぞれケースにあった指導が可能となりました。効果を上げるため個別、あるいはグループでその手法を選択して取り組んでいる状況であります。未受診者の状況把握ができていない状況にありまして、今後生活習慣改善に向けた個々人の取り組みの支援、これらを重点的に対応を考えていきたいという考えであります。

市の自殺者対策であります。全国的にという部分は今ほど議員おっしゃったとおりでありまして、3万人をずっと超えている状況であります。17年の状況、数はそのとおりでありますので、対人口10万対率でありますけれども、全国は24.2パーセント、県は29.6パーセント、そして私ども南魚沼市は33.1パーセントというところでありまして、やはり率的に高い。自殺率が高いということです。

ちなみに今年になりまして、3月に塩沢地域で1人、六日町で1人、大和で3名の方が自殺をされた。内訳は20代1人、40代1人、50代2人、70歳以上1人の5名であります。4月はゼロでありましたが、5月に入りましてまた急増いたしまして、塩沢地域で2、六日町地域で5人、大和で1人、合計8人です。先ほど5月で9人という・・・(「5月末で14人」の声あり)14人ですね、これは13になっております。これは警察の調べと当方で調べた結果の違いだと思いますけれども。特に5月に入りまして、六日町の5人、そのうち城内地区で3人という非常に特徴的な部分が現れております。これは20代1人、30代1人、40代1人、50代2人、60代1人、70代以上2人、万遍なく万遍なくと言うとちょっと表現がおかしいかもわかりませんが、非常に憂慮する状況だということでございます。

県の地域振興局の健康福祉環境部、これは県、市町、警察、医療機関、地区組織、産業保健分野からなる「自殺予防の協議会」を立ち上げまして、その対策を検討するとともに、自殺はうつ病との関連が深いという観点から、住民および関係職員を対象に研修会を実施していく予定であります。市でもうつ・認知症予防をテーマに3地域で講演会を行う予定であります。しかしながらなかなか決めてはないということでありまして、非常に難しい問題ですが、啓発、相談等に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

ここでちょっとお話を申し上げたいと思います。今、大和病院に週1かな・・・(「月に3回」の声あり)月3回おいでをいただいております、精神科の宮永先生。渡辺謙の「明日の記憶」のいわゆる認知症ですね、若年性認知症で今、全国的に非常に有名になっておられる先生であります。今、この先生を大和病院の院長に迎えようということで、一生懸命取り組んでいるところであります。

先般お会いした際に、この地域は非常に自殺の率が高い。これを何とかしなければならぬというお話を伺ってまいりました。非常にやはり全国的に見て自殺をする人数が多い地域だそうでありまして、どういう因果関係がそこにあるのか。その辺も含めてきちんとした対策を立てないと大変な結果になっていくというお話を申し上げておりました。先生がまたおいでいただけるようになりまして、専門的な指導も仰ぎながら、この自殺対策に本腰を入れていきたいと思っております。

松之山方式というのは私はちょっと存じ上げませんので、言及できませんけれども、そういう実態がございまして、何らかの原因があるだろうと。この原因をやはり突きとめなければ対策が打てないということでもありますので、これらについて精力的にまた対応を考えていきたいという考え方でありますので、よろしくお願い申し上げます。以上であります。

種村充夫君 地域保健について

わかりましたが、問題は自殺の関係であります。65歳以上の介護保険の認定にある程度なる方の場合は、ケアマネやいろいろなかたちで対応できると思うので、それはいいと思うのですが、若い人ですね。その事例はある程度先ほど市長が出ましたので、なるべくうつ病とか精神病という話はしないにしようとは思ったのですけれども。

結局いかにしてそれを把握し 把握すると結局そういう人たちは、「もう誰も来ないでくれ」というのがやはりひとつの言い方だと思うのです。それをどうするかたちでその家庭のなかに入って行って、例えば保健師なら保健師がどんな方法でその人たちの心をつかむかというのがやはり大事な問題だと思います。今すぐここまでやれというわけにはいきませんので、やはり長い間研究していただきながら、少しでもそういう家庭のなかに飛び込んで行かれる体制づくりというのを、市の方で考えていただくということをお願いしたいと思います。以上です。

市長 地域保健について

再質問でありますけれども。確かにそうだと思いますし、やはりこれは医療、医療行為としてとらえていかないと。なかなか今おっしゃったように、家庭にひきこもっている、そこに保健師さんが入って行くとかたちも当然必要であります。いわゆる医療機関に来ていただくとか、あるいは当然ですけれども重くなれば入院ということもあるのですが、医療行為としてきちんととらえていかないと、なかなか解決できないのではないかと、今素人ながらに思っております。それも含めて宮永先生という専門医とまたきちんと相談をしながら、当然ですが保健師活動にも生かしていければという思いでありますので、よろしくお願いいたします。

議長 質問順位5番、議席番号2番・今井久美君。

今井久美君 入札・契約制度について

入札・契約制度について質問をさせていただきます。公共投資はピーク時の約半分にまで落ち込み、業者数は依然大きな変化がなく推移しています。建設業界はかつてない厳しい環境にさらされています。国、地方自治体が財政基盤の悪化を理由に公共投資を削減していることが大きな要因であります。日本経済全体が活性化をしない、停滞を続けていったことが最大要因と思われま。

戦後日本を躍動させ、経済、物流をけん引してきたものは公共投資であったことは間違いないと私は思っております。今後もこの島国日本が世界の経済社会の中でその地位を築いていくためには、瞬時に全国隅々まで物資が届く高速交通網が必要であり、稼働させるエネルギーがどこでも安価に求められる必要があります。そのため民間投資とは別途に公共投資は、

今後も継続していかなければ日本経済は競争力を失い、衰退していくものと考えております。

しかし、過去のように経済刺激策として大型投資をしていく段階ではありません。市民、国民の求める公共調達品を、安く安全に高品質で納品することが求められています。昨年4月施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる公共工物品格法によって、このことはさらに明確化されてきております。

公共工事は調達時点で品質を確認できる物品納品とは異なっております。今までは安ければよいという方式で、入札契約制度が実施されてきました。一定の要件を満たせば誰でも参加できる一般競争入札が主流となってきております。一見すべてを開放して、フェアな入札制度に思われます。

しかし、公金を投資して調達品を得ようとする発注者の行為としては非常に回避的であると考えます。技術力も施工力も必要ない。安い落札者であれば誰でもいいのです。ランク差制度も必要ない。どの業種においてもA B C Dの各ランクは意味があって設定されています。上位ランクを目指して、この厳しい環境のなか各社企業努力をしています。

現在の市の入札制度では3ランクの業者が参加できるようになっています。無理してAランクになる必要はないのです。Cランクでオールマイティに参加できる方が有利となっています。平成13年に施工された公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律。入札契約適正化法によっても、市もかなりの部分を公表する努力をしております。4月からは500万円以上の工事で工事成績評価を実施するとのことです。審査項目も国、県に準じているので、大分評価できるころだと思っております。そしてそれがぜひ入札制度に生かされるよう、今後の努力をお願いするところです。

県は本年度より総合評価方式を施行します。今後かなりの速度で加速して実施されることは、確実であると思えます。国の直轄工事では既に実施されております。価格の他に10から20点の技術点要素を加算して落札者を決定するものです。価格だけの競争から価格と品質で総合的に優れた調達へ理念を転換する入札方式です。

県の施行要領によると技術提案が受注者の責により履行できなかった場合は工事成績評点を減ずる措置を行い、違約金の請求を行う。そして損害賠償の請求もありうるとなっており、公金を投資する調達方法に意気込みが感じられます。

技術提案は高度なものばかりでなくて、施工時の工夫、身近な提案も評価の対象であっていいと私は考えます。町なか工事で住民との関係が心配であれば、事前に要件として提案してもらおう。参加者も問題について検討する。落札後、担当と業者で一緒になって心配されることに取り組める。こんなことから3月議会で質問したように、技術職員が多く必要になってくる。そういう要因であります。

公共工事では安全管理も重要なポイントです。「労災かくし」総件数の70から80パーセントが建設業で占め続けています。なぜか。労働災害において、過失があれば指名停止もあるためです。労災かくしは業者だけの問題ではなく、追い込む入札契約制度にも大きな要因があると思われます。

また国交省は従来の歩掛かり積算からユニットプライス方式、施工単価方式を試行し、実行に移しつつあります。過去のデータベースから単価を算出するものです。まだかなり研究の余地がある方式ですが、昨年より新設のすべての舗装工事で実施されております。

入札契約制度は国、県の施行を経て大きく変化しています。市の財政状況からも安くて高品質な調達が必要不可欠です。市内業者も下請を続け、売り上げを確保し、技術取得に努力しています。決して資材調達力、施工力、安全管理において、大手ゼネコンに引けをとるものではないと私は考えます。

斎場建設、本庁舎の検討等、今後も技術力を求める投資が必要です。厳しい中で予算組される投資ですから、少しでも税収で返ってくることも念頭において執行されるべきです。また今冬の豪雪を含む自然災害に迅速に対応してもらおう等、今後も建設業界が技術、機動性に優れ、健全に推移する必要があります。市執行部も福祉センターの問題も含め、大変苦労したことと思います。責任の所在も大事ですが、再発防止に全力をあげ、入札契約制度を見直すときであると思いますが、見解を伺います。

市長 入札・契約制度について

今井議員の質問にお答えいたします。入札契約制度についてということでありまして、今ほど見解を賜りました。前段の社会資本整備、いわゆる公共事業といわれるものの衰退であります。私も若干憂いているところがございます。いわゆる公共事業すべてが悪というような風潮のもとに非常に削減をされてきた。財政的な問題も若干ありますけれども、それ以前の問題が残っているということだと思っております。こういう風潮にはやはりそうではないということをきちんと啓蒙していかなければならないという思いであります。

当然ですけれども、公共事業は多くの経済活動や市民生活の基盤になる社会資本整備のもとでありまして、その社会資本が確実に効果を発揮できるように、品質の確保、これが一番であります。またおっしゃっていただいたように、限られた財源でありますので、これを効率的に活用して適正な価格で実施をしていくことは、本当に求められているところであります。

今、こういう部分を的確に果たすためのガイドラインが定められております。入札および契約の過程並びに契約内容の透明性の確保。入札の公正な競争の促進。入札および契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底。契約された公共工事の適正な施工の確保。

これが基本原則になっておりますけれども、市でも当然ですが、この原則に則って次のような対応をしていく。

入札および契約にかかる情報については公表することを基本としております。すべて公表。

指名競争入札等の業者選定にあたっては、指名審査委員会を開催して決定をしております。入札、契約に関し不正が起きにくいものとするために手続きの透明性、客観性が高く、発注者の裁量の余地が少ないようにするための発注標準および業者選定基準を定めて適用している。

なお、数年前から入札予定価格の公表をやってまいりました。今年度も引き続き実施をし

ておりまして、いつからだったか・・・(「6月からです」の声あり)6月から全工事に対して、入札予定価格の公表を実施していこうということでもあります。これは試行の中でやはり公表した方が、落札率が低いという結果も出ておりましたのでそれらも含めて。しかも価格を公表することによって、いわゆる発注者側、我々の立場の透明性と言いますか、我々の意図がどこの業者にとか、そういうことは全く働かなくなるわけでありますので、そういう公平性も確保ができる。そういう観点から6月からすべての工事に対してやってみよう。また1年間やってみまして、どういう結果が出るかまだわかりませんが、一応そういう試行もやっているということでもあります。

不正、不適格業者の排除につきましては規定に則り対処しておりますけれども、現在、建設課で今ほどおっしゃっていただきました工事の完了成績評価を実施しております。この実績を積み重ねたうえで、今後成績不良工事業者に対する指導方法、あるいは入札参加制限、これらを検討していきたいと考えております。

これもおっしゃっていただきました、県が新たな総合評価方式でありますけれども、これを、方式を試行しておりますので、私たちもまたその経緯や結果を結果と言いますか評価をある程度見ながら取り入れるべきところがあればやはり取り入れていきたい。総合評価方式というのはやはり取り入れていくべきだろうと思っておりますけれども、今、県が試行しておりますので、その経緯を見守りたいということでもあります。

国交省のユニットプライス方式、積算方式。これは一見非常にいいように聞こえますが、ある方は「これは全くもう予定価格に対する不審と批判に対して持ち出した一種の目くらましだ」と。専門家の方がそういう批判もしておるところであります。これが即とても私どもが今、採用できませんけれども、きちんと定着して評価をいただけるかどうかというのは、ちょっと私はまだここでは言明できませんし、このユニットプライス方式というものをいいか悪いかという部分も含めて、私はちょっと評価ができない状況であります。県も一部試行だそうであります。舗装についてです。今、議員おっしゃっていただいたように、全国的には国交省は舗装工事だということで、県も舗装について一部試行だということでもあります。

以上、市の今の状況、国・県の状況や経緯、それらを申し上げましたけれども、当然であります。時代にあった新しい方式を検討して、そしてそれを取り入れながら透明性、競争性、客観性、公平、公正、この方向を図っていかなければならない思いであります。

なお、市の庁舎の建築、あるいは斎場、これから進みますと消防署もどうなるかは別にして、若干のどうして手は加えなければならない。いずれまた新市建設計画にのっております情報館といいますか、図書館とか、そういう建築物もまだこれから市の発注としてやっっていかなければならない部分も、今のところでもまだそのくらいはあるわけであります。土木工事等も含めてまだ多々、いわゆる公共工事といわれるものがこれからも生まれてくるわけあります。

基本はやはり技術的に、あるいは会社の経営的と言いますか資金的にも可能だと思われる部分は、やはり地元から施工していただきたいという思いはずっと持っております。しかし、

技術的にまだ無理があるとか、資金的にも非常に無理があるとかという部分については、県内あるいは全国、大手、これらも含めた入札方式をやっていかなければならないと思いますけれども。できる限り市内業者からその技術性もそして経営力も高めていただいて、私たちの期待に応えるようになっていただきたい。そういう思いを持っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今井久美君 入札・契約制度について

私があえてこの時期にこの質問をさせてもらいましたのは、この前テレビを見ていましたら、いわゆる村上ファンドの事件を流しておりました。今まで延々と続いてきた商取引の中でひとつルールがぎりぎりまで推移すれば大きなものが崩れていくと、そういうことを見ていた中で、非常にこの業界の弱肉強食と似たような世界かなというふうに思って見ておりました。一朝有事についてはどうしても機動性をもったこの業界から災害にも対応していただかなければなりませんし、またこの地域の雇用を下支えしてもらおうという意味で、今後も市の発注工事についても最大限の努力をしていただきたいと、こういうことを念じて質問を終わります。いいです。

議長 質問順位6番、議席番号8番・寺口友彦君。

寺口友彦君 平成18年豪雪の爪あとが雪解けとともにはっきり出てきた今、その復旧に全力を傾けるため、その補正予算審議を中心とする6月定例会が開かれているわけであり、厳しい財政運営を強いられている本市にとって新たな重い課題が突きつけられたわけであり、そして国政レベルで見れば医療制度改革法が成立をし、高齢化の進む本市にとって大きな影響が懸念される状況であります。

市長の所信表明に出てきます「二本松城戒石銘碑」の文言は、お上意識のうえに立っているものであり、市民の皆様が目線で政治活動を行う市民クラブの一員としては容認できるものではありません。職員は市民の皆様が雇い主である。そういう意識をもつべきであると思います。私は市民の皆様から報酬をいただいている議員の1人として、住民の皆様が主役であるという視点から通告にしがいまして質問をいたします。

1 平成18年豪雪への対応について

まず平成18年豪雪への対応についてであります。予想だにできなかった豪雪によりまして甚大なる被害を被った本市は、その災害復旧に全力を傾ける意思を表明しております。市民の皆様が安全な生活を保障するためには当然のことです。しかしながら被害総額4億900万円という数字は、財政再建に取り組む本市にとって極めて重い数字であります。そこで復旧の優先順位を明確に市民の皆様にお知らせすべきである。これは市民の皆様の中にもまだ手がついていない、これは一体どうなっているのかという、不安があるわけであり、それに対して市としてははっきりとお答えしていくべきであると思います。

次に復旧の指標といたしまして、地元施工というものを最大限に活用すべきである。これは先ほど今井議員の方から入札についての質問がございましたけれども、私はやはり1日も早い復旧を望んでいる市民の皆様が要望に応えるためには、地元施工という方法があるの

であれば、それを最大限に活用するべきだと考えております。

次に完成したデジタル防災無線網を活用いたしまして、豪雪対策演習を実施するべきであると考えます。来る7月2日に、合併して初めての南魚沼市総合防災訓練が実施されるわけでありませけれども、豪雪を念頭においたそういう演習というものは今まではございませんでした。しかしながら今年の被害を見た限りでは、豪雪に対する備えを万全にしておく必要があるというふうに考えております。

2 保健、医療、福祉について

次に保健、医療、福祉についてであります。病院事業の赤字は2億円を超えるという見込みであり、さらに国保税が昨年より値上げになるという状況であります。病院事業が黒字になれば給付総額が増えて国保税が上がる仕組みになっているわけでありませけれども、病院事業での負担も増え、国保税の負担も増えるという状況は、市民の皆さんにとっては理解しがたい状況であります。

そして障害者自立支援法によりまして、今年の10月1日より精神障害者地域支援センターは地域生活支援事業のなかに取り込まれ、今までの事業は引き継がれることになっております。しかしながら、平成18年度当初予算で福祉関係の予算が減額となり、さらに法改正により障害者の方の個人負担が発生するなど、自立支援には程遠い状況であると考えます。

そこで市民の皆様が病院事業での負担と国保税での負担とのバランスを、市はどのように考えているのか。

次に精神障害者地域支援センターで行っていた業務がさらに進歩したかたちで受け継がれるように配慮をしているのかということであります。

そして授産施設利用者の食費と施設利用料に対する減免を考えているのかということでもあります。

3 行財政改革、市民参画について

3番目といたしまして、行財政改革、市民参画についてであります。地方税法改正によりまして、来年度の住民税が5億円ほど今年度より増額になると、そういう姿勢が示されました。当初予算の中で財政健全化計画の達成率が80パーセントに達していない現状から、歳入不足を補うことに使われてしまうのではないかと。そういうおそれがあります。

所信表明の中で述べられました「まちづくりは人づくり」。そのとおりであります。私は「人づくりは教育である」というふうに強く考えております。中越大震災復興基金事業の雇用対策事業に頼った教育予算確保では、実に寂しい状況であると考えます。そして平成18年度の市政懇談会が始まり、9会場で454人の方が参加していただいているそうでありませけれども、職員の参加がかなり多いというふうに聞いております。

そこで1番目、財政健全化計画の厳格なる実行に微塵の迷いもみせてはならないと考えるがいかに。

2つ目です。厳しい財政状況の中でも、復興基金などに頼らない教育予算の確保が必要と考えるがいかに。

そして市政懇談会の開催、ホームページの公開、パブリックコメントの採用などの実施で、市民参画は順調に進んでいると考えていいのか。以上であります。

3月定例会と違いまして、簡単明瞭に質問いたします。市長は明確な答弁をされることを信じております。

市長 寺口議員の質問にお答えいたしますが、初めに非常に考え方の違いが大きく出ていたところがひとつありましたので、理解をしてくれとは言いませんけれども、考え方を寺口議員から改めていただかないと困るという部分をひとつだけ申し上げます。「戒石銘」であります。行政の立場に立った言葉だと。行政を執行するうえでそこに携わった人が心がける言葉であります。市民と言いますか、民衆が主であります。この言葉は、「爾俸爾禄」自分たちの報酬や俸禄は、すべてが民の汗と油によるものだと。それを忘れていわゆる一般平民を虐げたりすれば、これは天罰があたりますよ。そこをきちんと戒めなさい。そういう言葉です。

それがなぜ行政の側に立った言葉だと。そして市民クラブはこれを是としないそうですが、それはクラブのあれですか、皆さんの一致したご意見ですか。寺口議員だけですか。ちょっと聞かせていただきたい、後ほど。全く誤解と言いますか、考え方がちょっと違っている。

私たちは行政です。行政マンであります。ですから行政マンの心得としてこういうことをしていかなければならないということを述べているわけであります。行政の立場から立ったものの言い方では絶対ない。もう一度よくこの言葉を吟味していただきたい。

1 平成18年豪雪への対応について

そこでこの復旧の質問にお答えいたします。復旧の優先順位を明確に市民に知らせるべきである。これは当然であります。原則的には災害復旧というのは、被災前の状態に復旧する。ご承知でありましょうが、これは原則であります。ただし、今後の豪雪、それらも想定をいたしまして施設の必要性はもちろんであります。今後の豪雪にも対応できる、被災しないという、そういう工夫も当然必要であります。

そのために検討時間が若干必要だということでありまして、住民の皆さんに関係の深い箇所は、復旧方法、あるいは優先順位等について市民の皆さんと協議をしながら進めていくと。今までもそうしてまいりました。

また災害によっては初日にも申し上げましたように補助採択になる部分もあるわけありますので、これらそういう可能性のある部分につきましては、関係機関に強く要望して採択されれば、これは優先的に施工するということでもあります。凍上災、これがなかなか採択的には難しい部分もあります。これが採択ができないというところにつきましては被災程度にもよりますけれども、一部復旧は先送りさせていただかなければならないという部分もできるかもわかりません。が、市民の皆さんの生活やそういう部分に大きく影響の出るようなことだけはしないでやっていくというつもりでありますので、よろしく願いいたします。

復旧の手法としての地元施工、これは最大限に活用していきたいと思っております。今でもこの災害復旧だけでなく、地元要望の中でも地元施工でできるものはその方が期間的に

も早くできる。あるいは費用的にもお互いが安くできるという部分もありますので、推進をしているところであります。当然であります、こういう方法が活用できるところは最大限活用させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

デジタル防災無線活用をして豪雪対策演習、これは本当に当然のことです。初日にも申しあげましたこのデジタル防災無線、3月31日に信越総合通信局より免許が付与されて、5月31日には従来のアナログ方式の免許が失効したことによりまして、6月1日から全面的に新システムに切り替わった本格的な運用を行っているところであります。

これは7月2日に予定をされております市の総合防災訓練においても、このデジタル無線を用いた情報伝達訓練を主要な訓練に位置づけて実施をしていきたいということを考えております。国交省、あるいはFMゆきぐに、それらの皆さん方と自衛隊の皆さん方もおいでいただくのですよね、おいでいただいて、総合的な防災訓練を実施していきたい。整備されたシステムを最大限に生かしていかなければなりませんし、生かすためには普段からシステムをきちんと自分たちで習熟して、そして活用に慣れていくということが大切だと思っております。豪雪対策も当然であります、すべての災害面にわたってこの活用をきちんと機会あるごとに訓練もいたしますし、職員もその活用にきちんと慣れていただく。そして関係機関の皆さんも慣れていただく。このことを目指していきたいと思っております。

参考までに申し上げますが、拠点施設の配置であります。大和地域はうるおいの里みよう、東地域の開発センター、大崎農業会館、藪神の地域コミュニティセンターまほろば、大和病院、消防の大和分署、市役所大和庁舎。その他に孤立が心配されます後山小学校とそれから辻又地区、これに無線機を配備いたします。

六日町地域につきましては、城内・大巻・五十沢の各地域の開発センター、それから三国川ダムの管理事務所、警察署、城内病院、畔地の浄水場、FMゆきぐに、市役所本庁舎、ここに配備をいたします。

塩沢地域につきましては、中ノ島・上関・第二上田小学校、消防本部、市役所塩沢庁舎。その他に清水、栃窪小学校、岩ノ下。ここに配備をさせていただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

2 保健、医療、福祉について

保健、医療、福祉についてであります。病院事業での負担と国保税での負担のバランス。これでありましたが、一般的に思われていますことは、医療費が増えれば病院の収入は増える。当然ですが病院の収入は増えるわけです。保険給付も増えると当然でありますけれども、それで保険者負担が多くなって保険料の引き上げにつながる。これは言われてきましたけれども、保険の内容をよく見ますと、国保は特にこれはぱっと連動しますけれども、社会保険や共済組合、これらにつきましてはそれがすぐに連動しないということでもあります。

ここ2～3年は国保加入者の1人あたり医療費が、多少の上下ありますけれども大体、塩沢地域も大和も六日町も合併前から見ますと、合併したときに一時下げておりますが、今年度ですかまた大体合併前の水準近くに帰っている。若干の上下はありますけれども、そう大

幅な変動はしていないということでもあります。これはなぜかと言いますと、本来でありますと、合併前に蓄えた部分をそのまま蓄えとして持ってくれば、そのままずっと上がってきたわけではありますが、それを一時はきだして、保険料の軽減にあてたという、これは旧3町ともみんなそうして 六日町はしなかったかもわかりませんが やって来ましたから、それが今ここに現れているということでもありますけれども、この反動が今年の国保の税率に若干影響したということでもあります。

病院の赤字というのは、要はお医者さんに全然かからなくなれば、病院に人が行かなくなれば、これは当然赤字になりますが、主たる原因は、医師不足であります、今。私どもの地域は特に。この医師不足でありまして、そしてまた考えますと、病院にかかっていた皆さんは国保加入者だけではないということです。人口の大体全体的には41パーセントが国保加入者であります。ですのでいわゆる病院事業は赤字になって、患者数がずっと減っていると思われがちですが そうではないのですが だから国保の税率がなぜ上がるのだ、それはなぜ連動しなのだという一般論は当てはまらないということ、ちょっとご理解をいただきたいと思っております。

病院事業の負担、この観点では一般会計からの繰出しについて申し上げますと、これは繰出し金は赤字補填ではありません。これは繰出し基準に基づいて、交付税相当分を繰出しているということでもありますので、病院事業のいわゆる赤字が出た分が、今すぐ直接市民の負担増につながっているということにはならない。いずれ処分をするなどということになりますと、これは非常に大変な巻町病院のような問題が出ますけれども、長い時間をかけながら、この赤字部分を解消していくというつもりで今はおります。これが即市民の皆さんの負担につながっている部分ではないということも、これもまたご理解をいただきたいと思っております。

ですので、病院の負担と国保税の負担のバランスが、ということは、これは特別バランスがとれないといえますか、それらは連動しないということだけ、ここでご理解いただきたいと思っております。

精神障害者地域生活支援センターの業務がさらに進歩したかたちで受け継がれるように配慮しているかということでもあります。10月から、県の補助事業から今度は障害者自立支援法に基づく市町村事業の地域生活支援事業の地域生活支援センターとして実施をしていくこととなりますが、これは委託可能な事業でもありまして、現行の実施事業者に委託して継続していく予定でありますので、そう大きく変わるといいますかそういう部分はありません。

委託の内容でありますけれども、創作活動、生産活動の機械の提供、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発の事業、相談支援事業、これらを考えているところであります。現行の実施事業者に委託することによって内容の継続と充実は、またあらためて充実も図っていきたいということでもあります。

授産施設利用者の食費と施設利用料に対する減免を考えているかということでもあります。現在、知的障害者授産施設に通所をしていらっしゃる方が24名おられるわけでありまして、市

内の1施設に17名、魚沼市の施設に6名、長岡市の1施設に1名、そういう状況であります。低所得者に対する各種減免制度を適用いたしますと、1月の施設利用料は7,500円、食費は22日分として6,000円、合計1万4,000円前後の負担となっているところであります。制度がまだ始まって2カ月でありますので、今後の推移を見ながら検討はしていきたい。非常に過度な負担であるというようなことが実証されれば、またそれなりに市としても考えていかなければならないところはあるのかと思います。

参考といたしまして、セルフこぶしの利用料について申し上げます。施設利用料が、サービス料19万330円。このうちの1割負担で1万9,030円になるわけです。そこから今度は社会福祉法人の減免が1万1,530円ありまして、減免後の利用者負担額が7,500円ということであります。ですので19万300円かかるところを7,500円。そして食費であります、食費は22日として単価が720円ということになって1万5,840円。これから減免が9,240円でありますので、その減免後の利用者の食費が6,600円。合わせまして先ほど申し上げましたように1万4,100円というご負担をいただいております。推移を見ながらまた対応するべきところは対応していくという考えであります。

3 行財政改革、市民参画について

行財政改革、市民参画についてであります。財政健全化の厳格なる実行に微塵の迷いも見せてはならないというありがたいお言葉を頂戴いたしましたし、私もそういう思いであります。ただ、いわゆる所得税から1割の市民税の振替えということでの5億円。税務課長が単純に申し上げれば5億円前後ということを上げました。これはこの頭に今度はいわゆる徴収率も入ってまいりますし、あれやこれやありまして、5億円という数字がひとり歩きだけはしないようにご配慮願いたいわけですが、単純に計算すればこの程度だということになります。

しかし、これが例えば5億円増額になったといたしましても、制度というのはよくできておりまして、私も一時ぬか喜びをしましたが、その分は交付税から引かれるし、今度は所得譲与税も廃止されるということでもありますので、それがそっくり市の財政に跳ね返るということには遠く及ばないということでもあります。市のいわゆる財政が非常に潤うということには大きく貢献はしないということでもあります。したがって計画どおり5年間、この財政健全化期間としてきちんと取り組む。5年間取り組むと言いましても、本当に1年で早くやはり脱却したいわけでもありますので、微塵の迷いも当然出してはなりませんし、極力厳格に適応していきたいと、そういう思いでありますので、よろしく願いいたします。

復興基金に頼らない教育予算の確保。これは確かにそうではありますが、先般の臨時議会の際にもお示したとおり、もし復興基金の予算が入らなくても実施をすべきところはしなければならぬという予算を組んでいたわけでもあります。復興基金が適用になりますので、それを振替えたということでもありますから。すべてを基金に頼ってやっているということではございませんが、こういう制度ができましたのでとりあえずはですね。ですので、利用でき

るところはやはり利用させていただいたということで、19年度に終了する予定ですのでもう1年あります。なるべく適応を受けながらそれ以降のことについては、それがなくなったからあの部分の教育予算を全部削ったなどということだけは絶対いたしません。いたしませんので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

市政懇談会の開催、ホームページの公開、パブリックコメント、これらの問題であります。市政懇談会の中で今までの会場は職員が相当多いと聞いている、という話であります。私も行ってみまして、確かに職員が相当数出てきております。でも多いところで3分の1程度であります。多いところですよ。私は職員に、今回は若い職員に説明もさせていますが、必ず全職員どこか1会場に行って、そしてやはり市民の皆さんの声を、どういことを行政に対して期待したり、注文したりするのを、それを現場できちんと見ると。ですから義務づけはいたしませんけれども、保育士やそういう皆さんも含めて1人必ずどこか1会場に行って聴衆としていいですから参加して、市民の生の声を聞いてくださいということをお願いしているところであります。

前回もそういたしました。ですので、職員の参加が多くて驚くということではありませんけれども、その分はいわゆる一般市民の数から外されるわけでありますので、一般市民の皆さんの参加が多いかと言われれば、そう多い部分ではないということだと思っております。

なおこのホームページ、これは最近ではできる限り多くの行政情報を公開していることでありますので、不足だといわれればそのとおりかも知れませんが、極力そこに務めているということでもあります。「市民参画」「市民参加」参画と参加ですね。それから「公共情報交流」これらを伝え、考える、こういうことが示されているわけであります。1人1人の皆さん方から市政に対する関心を高めていただくように配慮するという、これは当然大切でありますし、また常に市民参加のまちづくり、これを念頭において私も行政執行にあたっていかなければならない。そういうことを考えていますので、またそれぞれご指導をよろしくお願いを申し上げる次第であります。以上であります。

寺口友彦君　まず最初にご指摘いただきました二本松城の戒石銘碑について市民クラブ内での意見の統一かと言われると、統一ではございません。これは私の判断でもりました。この考え方の相違については、一般質問の時間の方も限られておりますので、この部分の発言については割愛をさせていただきまして、後で市長とじっくり膝詰めでお話をさせていただきたいと思っております。

1 平成18年豪雪への対応について

まずは平成18年豪雪への対応についてでありますけれども、市長がおっしゃったように1番、2番についてはその方向でぜひともやっていただきたいと思っております。3番については、やはり豪雪を念頭においた演習は絶対必要であると私は思っております。これは冬が来る前にぜひとも実施していただきたいと思っております。せっかくデジタル防災無線も整備いたしました。実際私は使ってみたことはございませんけれども、携帯もあるということで、特に孤立が心配されるような集落については、区長さんの方に置いてあるというこ

とです。そういう集落が雪崩等で道が通れなくなって孤立したというような想定のもとにやるとかというところを、ぜひとも実施をしていくべきであるというふうに思っております。

2 保健、医療、福祉について

それから病院事業と国保税の負担のバランスをどのように考えているかということであり、ますけれども、市長がおっしゃるように国保でも国保を使いましめての医療を受けた方が40パーセントくらいであるというふうなお考えでありますけれども、私はこの医療制度改革法によりまして、まだはつきりはしていませんけれども平成18年度においては、国保から老人保健への拠出金の方が今度は高齢者医療保険の方に移されていくというようなことも考えられておりますし、それに国保料についてみても市町村単位ではなくて、県単位の方に移るのではないかとこのようにいわれているわけでありまして。

そうしますと、県内の自治体を見ましても、公立病院を持っている自治体と持っていない自治体とで当然考え方が違ってくるわけでありまして、その辺について早目に準備をしておくべきであります。南魚沼市は特にその基幹病院という関連もありますので、公立病院を持ちながら国保を運営していくという自治体として、こういう考えである、というところを早目に作っておくべきであるというふうに私は考えておるわけでありまして。

それから2番の精神障害者地域生活支援センターですけれども、確かに詳細については7月にならなければどのようなかたちで引き継がれるのかわからないと。担当者の方の返事もそうでありました。しかしそれを実際に実施している施設では非常に不安が広がっている。おそらくサービスが下がるのではないかとこのようなことを、非常に心配しているわけでありまして、少なくとも今のサービスよりは低下をするというようなことがあってはならないというふうに考えております。

それから授産施設の利用者の食費と施設利用料ですけれども、市長の方は7,800円程度であるとおっしゃいますけれども、実際そこに通っていらっしゃる方の賃金を考えますと、7,000円から1万2,000円くらいであるというわけでありまして。そうしますと自立支援というのは、本来はあそこで働いて生活をしていくべきであるというふうな考え方のもとになされているわけでありまして、障害者年金プラスそのときの賃金というもので生活はできるというふうなかたちにしておかなければ、障害者の方の親御さんが亡くなった場合については誰がどうやってそこを面倒見てあげるのかという心配がいろいろ広がっていくわけでありまして。そのところを市としてはどのように考えていくべきか。私は減免でもって対応していかなければいけないだろうというふうに考えているわけでありまして。それについての市長のお考えを伺いたします。

3 行財政改革、市民参画について

行財政改革の1番についてですけれども「微塵の迷いも見せてはならない」と、この部分だけをとらえますと、市長は「寺口、考えが変わったのか」というふうに誤解をされますけれども、実は2番と連動しているわけでありまして。それは財政健全化計画は厳しく実行していかなければならない。しかしその中でも、かけるべきときに予算をかけていかなければな

らないという考えなのであります。

2011年には国は基礎的財政収支を黒字にもっていくということをはっきり打ち出しております。したがって、歳入不足の1兆3,000億円が1兆5,000億円になって、1兆5,000億円を5年間で割ると3兆円と。3兆円くらいは削ってくるということが予想されるわけであり、そうした中で、単純に住民税5億円が増えたから全部使えと私は思っておりません。しかしながら、交付税も減らされている中で、この厳しい財政運営を強いられている市長は大変でありましょうけれども、この健全化計画というものにくるいがあるとはならないし、そうした中で特に教育と福祉と医療については予算付けをしていかなければならないという思いから、こういう質問をしたわけであり、この辺についての市長の考えをお聞かせ願いたいということであり、

それから教育予算の方について、組み替えをしたのだとおっしゃいますけれども、実は特別支援事業について1,200万円ほどは新規でもって増えたとなっております。教育現場の方で一番心配をしているのは、普通学級における特別支援と、あるいは介助員という問題であります。総務文教委員会ではこれから請願を出されて、そこで審議が行われるわけであり、子供の数が多いのと少ないのと非常にばらつきが多いのは、南魚沼市の小学校の現状であります。

そうした場合について学力差というものがすごく心配をされるわけであり、そうした場合に学力を平均的につけていくために何が必要かとなれば、普通学級に対する特別支援と介助員であると。その部分については何が何でも予算を付けていくという方向でなければ、これは19年度で終わってしまう基金でありますので、それが終わったらなしというようでは教育現場として非常に困った問題であると。そこについて、それ以後についても市長はどうやっていくおつもりなのか。19年度はとりあえずやりますというのではなくて、その後もやりますというような考えを聞かせていただきたいという思いであります。

それから市民参画ということであり、やはり懇談会を実施した、ホームページを公開している、パブリックコメントもぜひ出してくださいと。いろいろなことをやっているという中で、果たしてそれをどのように行政に反映させていくのか、についてなのです。そこが一番問題であるというふうに思っております。

ホームページの公開の中でも情報云々について見ますと、なかなかデリケートな問題でありますけれども、例えば不審者情報等については、リアルタイムにホームページの中でどんどんお知らせをしていくというのが必要ではないかなというふうに思っております。パブリックコメントについてもおそらく来ているのは何件でもないだろうと思っております。それは意外とパソコンが普及しているようでいて、それを使って市にもってくるという方は少ないと。市政に対する声というポストもありますけれども、それに関してもあまりないということがあります。これはやはり行政の側としては、もっと宣伝といいますか、それをどんどん行っていくということが大事であるのではないかなというところで、とても市民参画が順調に進んでいるとはいえないのではないかなという状況について、市長のお考えをお伺いしま

す。

市長 再質問にお答えいたします。

1 平成18年豪雪への対応について

デジタル防災無線、行政防災無線の関係で、豪雪時を想定した訓練であります。今回の2日の総合防災訓練につきましては、当然、もろもろの場面を想定しているわけであります。ただ豪雪だけを想定したということにはなりませんけれども。そして日常的にこれをお預けしております、特に孤立の心配をされる地域の皆さんとは、市の総務課の方とそちらの方とで日常的にある程度の防災無線を使って、これは訓練とはいわないかも知れませんが、情報伝達をしたり、そういうことの繰り返しをやっていこうということにしております。

ですので、豪雪だけを対象にしたということはなかなかできませんが、総合的にやっていく。豪雪に対しても、あるいは豪雨に対しても、風害に対しても、地震に対してもそれぞれ対応できるように日常的に訓練をしていくということですので、ご理解をいただきたいと思います。

2 保健、医療、福祉について

医療関係でありましたが、議員のおっしゃることがちょっと最初がどうもそこまで私が意図をつかめませんので、この医療制度改革の中で平準化ですね、保健財政共同安定化事業。これは確かに大きな問題であります。今の試算でありますと、私どもの市は拠出が6億6,300万円、交付金で受けられるのが5億4,200万円、1億2,000万円多い金を出さなければならないということです。

これは新潟県内で私どもの地域が一番多い数字になっております。今の試算では。次が魚沼市であります。なぜそんなに多いのか。結局、医療費がかさんでいないということなのです。要は保健事業、それらが徹底したのかどうなのかはちょっとわかりません。我慢強くて医者に行かないのかはわかりませんが、非常に医療費がかさんでいないということです。あと新潟市がちょっとあれですけども、ほとんどのところが拠出金が少なくて交付金が多いのに、私どものところはその反対になっている。

国はこれを3パーセント以上の差の出るところについては、それは今度は県の調整交付金の中で調整しなさいと言っているのですけれども、県は三位一体改革の方向からは全くとんでもない話だ、国がやるべきだというようなことで、今まだその決まりがついておりませんが、その率は私どもの市は10.1パーセントであります。

ですから3パーセントをはるかに超えた部分の負担を、このままずるずる行きますとやらなければならないということでありまして、これからまた県等に向かって、それはいくらなんでもちょっと趣旨が違いますよと。法の趣旨といいますか、この事業の趣旨は先ほど言いました3パーセントの範囲。この範囲は当然出入りがあるわけですので、皆さん方がそれに応じていただくということはもちろんでありますけれども、それを大きく超えて10パーセントだの7パーセントだのという数字は容認できないということだけはきちんと伝えながら、このかたちにならないように努力していかなければならないと思っております。それは議員

のおっしゃったとおりでありますので、最初の質問ではその意図がちょっと私がつかめなくて申しわけございませんでしたが、そういうことであります。

障害者支援センターであります。これは間違いなく現状を低下するというところだけではないので、よろしくお願いたします。

それから施設利用料、それと食費の関係であります。先ほど申し上げましたセルフこぶしの利用料の中で、障害者年金の1級に該当される方で、年額99万4,000円受給して、そして預貯金が350万円以下の利用者の場合がこうなっているというところでもあります。先ほど触れましたように、確かに負担が若干出ているわけでありまして、これが本当に過度なのか、なんとか　なんとかと言いますか、適正と言うとちょっと語弊がありますけれども　その額くらいの負担はやはりやっていただくべきであるし、その方の財政的な部分についてもそう過度な負担になっていないのか。これらはこれからずっと調査をしていきますので、もしそういうことで非常に厳しいという部分があれば、またそれはそれなりに市として考えていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

教育予算のことではあります、そのとおりであります。今年は議員もご承知だと思いますけれども、特に教育予算と子育て支援には、いわゆる意を用いたつもりでありまして、今年特に出てきたのが耐震補強であります。8校やるわけですから、なかなかそう簡単ではなかったわけでありまして。これは17年度の繰越ですけれども、さらに18年度で2校、基本的な調査に入るわけでありまして。

そして教育指導主事、これらも2名増員をして、子供たちの学力をもっともっと上げていかなければならないという、そういう配慮もしておったわけでありまして。今、おっしゃっていただいているそういう部分につきましては、やはり必要度それらも含めて。配置をすればそれはそのままずっと配置していった方がいいには決まっていますけれども、例えば配置をしなくても済むような状況が発生するかしらないか、こういうことも含めながら年ごとにきちんとした査定をしていかなければなりませんけれども。教育予算を削って他のところへまわしたとか、そういうことには至らないように十分努力をさせていただくという思いであります。

3 行財政改革、市民参画について

パブリックコメントについては、総合計画の策定の際に人数は少なかったのですが、相当多項目にわたってのコメントをいただきました。それは相当総合計画の策定に生かされているわけでありまして、これを活用していただければ非常に市民参画にもなりますし、市民参加のまちづくり、市づくりということができるわけでありまして、悲しいかなやはりまだ非常に利用度が少ない。これをどうまた市民の皆さんに周知し、啓蒙していくかということとは残された課題であります。

また、ホームページ等にはたまに職員がこういうことをしていた、けしからんとか、そういうものはきますけれども、市政上の提言という部分は非常に少ない感じであります。いわゆる簡単に言いますと、失礼な言い方ですが監視をしていて　文句と言うとこれは失礼で

すけれども ご指導をいただき、ご指摘をいただく部分というのがたまにあります。これもとても多いということではありませんで、もっと市民の皆さんがこういうことを利用していただけるように、市報を通じたり、あるいは日々の市政懇談会や、日々の職員の市民に対する対談・対面の中で啓蒙していくより他にないのだろうと。議会の皆さん方からもそういう面につきましてはそれぞれご協力いただいて、十分また市民の皆さんに啓蒙していただきたいと思っております。以上でありますので、よろしく願いいたします。

寺口友彦君 1 平成18年豪雪への対応について

平成18年豪雪の対応についての方は、7月2日の総合防災訓練というかなで、豪雪もある程度想定をした上での訓練ということで、多少は納得いたしますけれども、やはりこれからは普通は暖冬小雪といわれている予報なのですけれども、実は暖冬ではない豪雪が来る、という予報であります。今年の冬は非常に痛い目にあったわけでありますので、次の冬に向けて何とか豪雪対策演習というものが実施するようなかたちで、取り組んでいただきたいという思いであります。

2 保健、医療、福祉について

それから精神障害の方についてでありますけれども、ぜひともそういう方向でやっていただきたいと思っております。担当している方たちは当初予算の方で大分予算も削られて非常に厳しい給与の中でやっております。その中でやはりこういう部分についての手当てがないということは、南魚沼市は実に冷たい市だというふうにとらえてしまいがちであります。しかしながら市長はレベルを下げないかたちでやっていくと明言されましたので、少なくともその状況でやっていただきたいと思っております。

3 行財政改革、市民参画について

行財政改革についてでありますけれども、ホームページの公開の中で、これは果たしてそれに値するののかということでもありますけれども、実は青少年健全センターの方では平成17年度の万引きについての調査を行っております。そうした中で、非常に17年度については万引きが増えたというような話もあります。これ事態は本来は家庭教育の問題であり、家庭のしつけであるというふうを考えておりますけれども、こういうことについてもやはり情報公開をしていくということが、実は万引きの防止につながるのではないかと、というふうを考えております。

あらゆる情報についてすべてを公開するという点についても異論があるかと思っておりますけれども、すべていい方向に向かうのだというかたちでの情報公開に使っていただければ、市民参画が順調に進んでいくのではないかと、というふうに思っております。以上で一般質問を終わります。

市長 1 平成18年豪雪への対応について

防災無線活用の豪雪対策といいますか、豪雪時を想定してのという部分で、本来はやはり雪の中でやらないとなかなか効果が出ないと思っておりますので、これからまた総務課、担当課と相談しながら、雪の中での状況把握とか。そういうことについては先ほど触れましたように、

日常的な部分の中でもできることがありますので、それらも含めて検討させていただきたいと思っております。

2 保健、医療、福祉について

自立支援法関連、この予算につきましては9月補正で出てくるということですので、そう冷たいなどと言わないように、ひとつお願いいたします。

2 保健、医療、福祉について

あと教育関係のことにつきましては、ちょっとこれは私が言及することがあまり適当ではありませんので、教育長に答弁させますので。万引きやそういうものは全部公開していいのかどうか。

教育長 公開していくうえでの、公開するやり方といいですか、そういったところで工夫は必要だろうとは思いますが。今こういったことが起きている、こういうことが心配される。そういったことは、情報は市民にと共有できることが望ましいと考えておりますので、今後そのやり方も含めて十分研究させていただきたいと思っております。

議長 暫時休憩といたします。休憩後の再開は3時5分といたします。

(午後2時45分)

議長 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

(午後3時05分)

議長 一般質問を続行いたします。質問順位7番、議席番号3番・宮田俊之君。

宮田俊之君 今回の一般質問は子供たちを取り巻く生活環境と通学路等の交通安全対策についての質問と、これからの夏休み時期がメインとなるスポーツ合宿の誘致に対する観光資源としての体育施設の活用策についての提案をいたしますので、井口市長のお考え、また具体的なアイデアを提案いたしますので、必要とお考えになるかならないかをお尋ねいたします。

1 子供のアトピーや小児ぜんそく患者親子のネットワーク化について

まず第1に、慢性体質疾患と言われるなかのアレルギー性気管支炎、小児ぜんそく、アトピー性皮膚炎の治療に対する市の応援について伺います。私がなぜこの問題について取り上げたかと言いますと、先ほど種村議員の質問の中で自殺問題の話がありました。私が聞き及んでいる話でも、このアトピー性皮膚炎が顔全体の広範囲に広がってしまい、思春期を迎えている若い方が命を絶たれたという話を聞いたからです。重症化しますとこういったことになるというふうに伺っております。

この問題は子育て支援策のひとつだと考えますが、これらの病気を起こす原因は日常生活のなかにあるものであり、例えば杉や稲の花粉、またハウスダスト、食材等、様々な物質が起因していますが、なかなか日常生活をおくるとき、すべてを排除することが困難で一度発症してしまうと慢性化することが多いようです。

子供たちは長期的な加療が必要となるとともに、学校生活の中で運動や食事に制約を受けることとなります。具体的には給食をより分けて残さざるを得ないこと。また体育授業の激

しい運動、マラソン等に参加ができなくなります。このことは子供たち同士の中でも病気に対する理解がないといじめ等の原因となりかねないと考えますし、保護者の方の心配も大きいものと聞いております。

患者が個人的にまわりの子供たちへの病気の理解を深めることは困難かと思いますし、保護者の抱える長期的な治療に対する悩みや不安は大きいと思しますので、まず市内での罹患親子同士の情報交換の場の提供や、講演会等を行う活動を支援するためのネットワークを市が主催してはどうでしょうか。

またこの慢性疾患に対する治療費に対して、現在行っている小児医療費助成事業を特定する慢性疾患に対して治療費助成、対象年齢を延長する等ができないかどうかについて伺います。

これについては県でも一部取り組みがありますが、残念ながら新潟県の対応は他見と横並びとなっており、小児慢性特定疾患、治療研究事業として制度こそありますが、いま一步踏み込んで南魚沼市独自の支援策として助成要件の緩和や対象疾患の拡大等で子育てに優しい南魚沼市をピーアールすることもできるはずであり、病気に対する理解が深まり、より健全な教育現場となることが期待できるため、ぜひ実施していただきたいと思います。

2 県道来清東西線の安全通行のための要望について

続けて小学校の通学の問題についてお尋ねいたします。市内で最大数の児童を抱える塩沢小学校と、新しく供用の始まる県道来清東西線の安全通行のため、県に対する市としての要望や具体的な安全策について伺います。この県道はご存知のとおり国道17号沿いの塩沢Aコープから入り、塩沢小学校の横を通り、新たにアンダーでJR線をくぐり、吉里、小栗山を通り、主要地方道十日町六日町線と合流する道路です。

現在の計画では国道の信号を入れれば、十日町六日町線の信号までの間に信号機のない道路となります。カーブが多いとは言え、車両のスピードが出ることは予想されますし、供用開始後には国道17号線の朝夕の混雑を避けるための通過車両の増加が予想されます。学校の横を通るため、当然通学路が集中しております。県道とはいえ交通安全面での要望は、南魚沼市としてどう行っているのかお聞かせ下さい。

またこの計画時には沿線住民に説明会もあったようですが、実際の供用開始を前にして多数の市道が交差点となっているわけですから、交通安全の観点から沿線地域住民を対象として要望会や聞き取り調査を開くべきではないかと思います。万が一にも交通弱者である子供たちやお年寄りが犠牲となってからでは後悔しても遅いわけですので、事前に手を打つことが身近な自治体行政の使命だと考えます。執行部のお考えをお聞かせ下さい。

具体的には小学校周辺、栃窪への上がり口の交差点への信号機の設置、また減速を促す注意看板の設置、この塩沢小学校のグラウンドから飛び出すボール等を拾う児童も多く見られますので、高さを増したフェンスの改良設置が必要と考えられます。取り組みが可能かどうかをお伺いいたします。

3 新潟国体に向けたスポーツ合宿地として積極誘致する取り組みについて

以上子供たちを取り巻く問題として伺いましたが、もう1点通告していた新潟国体に向けたスポーツ合宿地として積極誘致する取り組みについて質問いたします。周知のとおり、2009年新潟国体が開催され、湯沢町、また南魚沼市として県営塩沢ジャンプ台で冬季競技会が行われ、夏季はテニス、自転車ロードレースの会場となっているため、練習地としても注目されています。事前に大型大会で大会運営の訓練も兼ねてインターハイ等が行われる予定です。

以前からも塩沢地域の舞子、石打地区、六日町地域の上の原地区を中心としてスポーツ合宿を誘致していますが、近年は体育施設が他県でも充実しており、激しい競争にさらされていると聞いています。市内には合併し、同一市内として野球、陸上、サッカー等のグラウンド施設を複数有しているため、本市としては宿泊業の活性化の観点から合宿誘致に向け、積極的に取り組んでいくべきだと私は考えます。

このことはただ単純に合宿を呼び込むだけではなく、市長にも思い出していただきたいのですが、合宿地というのは学生にとって思い出深い場所であることは確実で、実際に卒業旅行等で再度訪れたり、社会人になってからも観光に訪れる方がいます。将来的に見込んで重要なことだと思いますので、積極的な誘致に向けて施策を考えていただきたいです。

具体的な提案としては、体育施設の利用料の減免。合宿を誘致するための施設紹介パンフレットの作成、またはこの配布。宿泊費、また地元食材使用時の食料費補助等が考えられるが、こういったことを検討していただきたいと思います。ただ実情として、施設を建設する際の社会教育的理念や使用目的、また市民も利用することとの兼ね合い等難しい問題があることも十分承知しているつもりですが、中越震災や2年続きの豪雪でスキー客宿泊者の落ち込みが激しい宿泊業を、夏場で活性させることは今までの地域への貢献度を考えてもある程度優先されてもよいのではないかと私は考えております。執行部の考え方をお伺いいたします。以上、大きく分けて2点、質問項目としては3点について壇上からの質問といたします。

市長 宮田議員の質問にお答えいたします。

1 子供のアトピーや小児ぜんそく患者親子のネットワーク化について

子供のアトピー、小児ぜんそく、これらについての患者親子のネットワーク化ということですが、平成9年頃からアトピー対策事業といたしまして、保健所を中心に患者の集い、あるいはダニ検査等も行っていったようであります。しかしながら現在は保健所へ1件の相談もないという現状であります。特にアトピーですけれども、治療方法につきましては、医師によって対応が大きく異なるという事例が大変多いと聞いております。アトピーという部分で一般的にひとつにまとめて地域的なネットワークづくりに、それが支障になるのではないかというおそれもあるということでありました。ただそうは言いましても、それで苦しんでいる皆さん方もいらっしゃるわけですので、ネットワークづくりや健常者への理解を深める活動の支援。これにつきましてはちょっと具体的に要望といたしますか、そういう部分があった時点でそれは考えていかなければならないという思いであります。

実際のところ、それがではどの程度、今市内、私たちの市内にアトピーで苦しんでいらっ

しゃる皆さんがいらっしゃるのかという部分も、ごくはやはり把握ができていない状況でありますので、その辺は宮田議員、もしご存知でありましたらちょっとお知らせいただいて、決して見放しているとか放置しているということではありませんので、その辺をちょっと情報交換させていただきたいと思っております。

小児ぜんそくにつきましては、これは今ほど議員おっしゃったように、慢性呼吸器疾患に該当しますと保健所を窓口にして県が実施している研究事業制度で医療費の助成は受けられるということであります。これは生計中心者の所得に応じて入院がゼロから1万1,500円、通院がゼロから5,750円の事故負担を超えた額が助成をされるということであります。

アトピーにつきましては特別な助成制度は今はないということではありますが、これは議員おっしゃっていただいた市の幼児医療制度の対象にはなりませんので、ぜひともその制度を利用していただきたいと思えます。けれども、これを拡大するか否か、これにつきましては、この制度は今年、拡大をしたばかりでありますので、その状況をちょっと見させていただきたい。それでやはり相当の理由があればその部分に限って、例えば5年までとか3年までとか、そういうこともいずれは考えなければならないのかもわかりません。その辺はちょっと状況を把握させていただきたいということですので、よろしく願い申し上げます。

2 県道来清東西線の安全通行のための要望について

県道来清東西線の問題であります。これは議員も建設当初からのことはご存知だと思いますけれども、この設計にあたりまして県の公安委員会と交差点の協議を行っております。その協議によりまして、県公安委員会は来清本線との交差点では信号機設置が妥当。そして栃窪への上がり口交差点については、交差点形状が非常に良くなるということのために信号設置の必要性は低いという判断を、県の公安委員会が下しているところであります。

また施工前に地元で工事説明会を開催しておりまして、信号設置につきましては本線の交差点用の信号設置の要望を受けておりましたけれども、栃窪への上がり口交差点についてはその当時の地元からも要望もなかった。そしてそのうえにご承知のように信号機は県の公安委員会が設置いたしますので、その皆さん方の協議の結果がまだ まだといえますか、必要性が低いという報告を受けております。今、市といたしましては、本線の交差点について、信号機設置を県の公安委員会に要望しているという状況であります。

工事完成を間近に控えての地元沿線住民の皆さんの要望会、要望聞き取りは、その都度必要に応じて地元で工事説明会を開催して、要望を常々聞きながら事業をしてきた経過があります。あらためて何かまたもし議員の方に問題が出ておりましたらですけれども、特別今のところ私どもの方に、こういうことでという問題点が報告されておられません。何も無いのにあらためて説明会というのも、ちょっと何か変な感じがいたしますので、とりあえず今のところ、説明会といえますか、聞き取りは実施する予定はありません。

ですが、これも先ほど申し上げました具体的な部分がもし出ておりましたら、都市計画課の方にまずご連絡をと思っておりますので、よろしく願いいたします。そういう状況を見ながら適切に対応してまいります。

フェンス、防球ネットにつきましては、これこそ全線開通が間近でありますので、現状の施設について改善が必要か否か。これは私どもの方で県とも相談しながら検討を加えてまいりたい。そういうことでもありますので、よろしく願いをいたします。

3 新潟国体に向けたスポーツ合宿地として積極誘致する取り組みについて

国体に向けたスポーツ合宿地としての積極誘致をする取組み。国体誘致、これは国体を誘致したわけでありまして、国体が決まったわけでもあります。宿泊業の活性化事業、これも含めましてまた交流の活性化、これらに向けた地域情報発信の絶好の機会というふうに認識はいたしております。

具体的な合宿誘致の支援であります。施設使用における優遇措置につきましては、先般テニスの高校総体があそこで開催されたわけでもあります。テニス関係の皆さん方からこの利用料につきましては、市外は一律1,050円に今回値上げをして条例化しておったわけでありませけれども、国体関連のこともあるということで、500円引きの550円ですか。去年までは450円だったかと思うのですけれども、そこで一応ご利用いただくというふうに配慮をしたものであります。

しかし、今度は市民の一部の皆さん方から、いわゆるあの施設を宿泊業といいますか、観光関連の皆さん方が独占していいのか、市はそういう態度なのか、というような投書もいただきました。ですので、非常に地域で対応がまちまちといいますか、そちらに向けようと思えばこちらからいわゆる反論が出たり。そういうこともありまして、非常にそれでは民宿関係やそういう皆さん方のためにとにかくきちんと利用していこうという方向にちょっと至らないというのが今の現状であります。

長野県の菅平とは全く状況が違いまして、もう地域全体がそういうことで生活基盤にしている。ですから変な話ですけれども、一般の皆さん方がそういう期間に使用できなくても、これは自分たちの生業という部分でありますので、何ら支障はないわけでありませけれども。まだなかなか塩沢地域にいたってもそこまでの意識が浸透していない部分がございます、一般市民の間からそういう、簡単にいえば文句も出たということでもあります。

なお、私も高校総体の開会式に行っていました。あそこで16面使用して、4面を一般市民用にとということで空けてあるわけですけれども。考えてみますと、あれだけの大勢の高校生が来て大会やっているなかに一般市民の皆さんが4面だけ使うなどということはまずあり得ないという状況なのです。本来は。

ところが、ではそれを20面そっくりそのために使用をさせて、一般市民の皆さん方はその期間は使用できません、などということをやりますと、またまたインターネットを通じた苦情が大変まいりまして、苦慮しているところであります。地元の観光協会長にもお願いしてまいりましたが、とにかく地元でそういうことをやったときに地元から苦情が出るということだけはないように調整をして下さいと。行政がそれをぼんとやりますと、すぐ市民のための行政なのか、観光業者のための行政なのかというようなことが指摘をされますので、そういう地域的な合意を得たうえであれば、それぞれの面では可能だというふうに考えており

ますので、よろしくお願ひいたします。

減免につきましては先ほど申し上げましたように、減免できる部分は特に教育関係という部分につきましては、ある程度減免をしていかなければならないだろうと思っております。

後段の宿泊費や食料費の補助。これはなかなかどうも行政としてできる分野ではないなという気がいたしております、できましたら企業努力と言いますか、そういう皆さん方の努力によって何とか他の地域に勝る特色、あるいはサービスの内容、これらを高める工夫をしていただきたいと思っております。

パンフレットだとか施設マップの作成の部分、こういう部分につきましては市の観光事業の中で一括してやっていけることでもありますので、サービス水準の標準化や水準向上に向けた事業、これらの実施につきましても積極的に支援をしていきたいということでもあります。

どうかその点をご理解いただいて、できればやってみたいという部分はあるのですが、非常にまだ合意形成がなされていないという部分を考慮いたしますと、今すぐにそちらの方だけの支援措置といえますか、そういうことができかねる状況でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上であります。

宮田俊之君 再質問させていただきます。

1 子供のアトピーや小児ぜんそく患者親子のネットワーク化について

最初のアトピーの問題につきましては、確かに私も細かな数字をもっているわけではないのですが、一番冒頭におっしゃられていました「支障になる」というのは、患者さんの情報が流れるとかそういうような意味あいだったのか。ちょっと私はわからなかったもので、その点についてはもう一度教えていただきたいと思ひます。

今現在あります幼児医療の制度の拡充の方は、様子を見るということでは伺ひましたが、先ほど言ひました県の方ではそういう事業があるわけですので、いくらか要件を緩和したり、そうやって緩和をして様子を見ることも私はできるのではないかと思ひますので、また再度その辺についても教えていただきたいと思ひます。

2 県道来清東西線の安全通行のための要望について

2番目の来清東西線につきましては、なぜこれを言ったかといひますと、地元のあれで大変恐縮なのですが、吉里の区長さんの方から「要望は私たちは出してははずだ」と、「県の方に伝えてははずだ」ということだったのです。私の方で県の方に聞きますと、そういった要望は地元から上がっていなかったということで、多少食い違ひがあったものですから、地元では県に言ったのか、市に言ったのかその辺はちょっと私も定かではなかったもので、今回取り上げさせていただいたのですが、その辺については私の方ももう一度調べたいと思ひますので、その都度、その地域地域でまた要望もあるようですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3 新潟国体に向けたスポーツ合宿地として積極誘致する取り組みについて

最後の国体に向けたスポーツ合宿のところなのですが、先ほど宿泊業の企業努力でという話があったのですが、私が知る限りではそういった企業努力ができるような体力があるところ

るが非常に少なくなってきております。極端に言えば、朝、宿泊料をもらったそれを持って夕飯の食材を買いに行くような、極端に言えば大変な民宿さんも多いというふうに私伺っておりましたので、ちょっと企業努力というのは難しいのかなと。

私が知る限りでは、北海道であったり、サマージャンプの会場では、いわゆる先生方といえますか指導者の方にある程度お金を渡してしまうような、誘致のためにですね。これは犯罪行為ではないのかも知れませんが、そうやってとにかく賄いの部分を行政がお金を払って呼んでいるという地域がございます。

それがこの南魚沼市にとって正しいかどうかはわかりませんが、どんなことをしてでもとにかく、たくさん的人数がこられます合宿につきましては誘致をしていただきたい。今、関東方面からも学習塾ですね、大手の学習塾さんが随分と、こちらにできないかという話はきておるようです。ただ個々に勉強機が必要であったり、個室が必要であったりということで、ちょっと民宿では対応できないというところもありますので、行政の力を借りて何とかそういったものも引っ張って来られれば、というふうに思います。

先ほど市民からの苦情ということで、自分も塩沢町のときにテニス協会だったものですから、大変この問題については根が深いことは重々承知しております。ただ、その苦情を恐れずに市長の英断でやっていただかないと、私はもうどうしようもないのではないかと。それほどパブリックコメントということで、この時期にはこういった趣旨でこのように使っていただくのだということをごひとも発表していただいて、それについて意見をもらうのは苦情ではなくて、ただの意見ですので、そういうふうに私は市の観光事業というものについて、地域の特殊性もあるかと思いますが、取り組みの方をお願いしたいと思います。もう一度お願いします。

市長 再質問にお答えいたします。

1 子供のアトピーや小児ぜんそく患者親子のネットワーク化について

ネットワークづくりに「支障とならないか」という部分につきましては、前段に触れておりますように、治療方法、特にアトピーです。これはいろいろ医師によりまして、例えば水だけ飲んでいけばいいだとか、例えばですよ。こういうものを食べてはならないとか、こういうところへ近寄ってはならないとか。そういうことがまちまちだということになりますと、ネットワークを作るといってもなかなか大変だろうと。

ひとつの症状に特定をされて、例えばがんとかという部分で放射線治療とか、治療法はいろいろありますけれども、目的的には癌を根絶すればそれでがんは治るわけですから。アトピーというのは特にそういう部分ではないという。

ですので、これはまだ私たちが確認したわけではないのですけれども、そういう非常に幅が広いといえますか、治療方法も違ってくるとということになると、一概にネットワークといってできるのかと。そしてネットワークは作っても素人の集まりでは困るわけでありしますので、そこにある程度医師が指導的なり何なりに入っていただく。そうなりますと、非常に難しい問題がありはしないかというのがちょっと懸念されるところであります。

これらもそれぞれまたお医者さんに相談をしながら、いやそんなことはないのだということであれば、またそういう方向を模索はしてみたいと思っております。

医療費の助成制度については県もあるということですので状況を見て。例えば、今年の春によろやく小学校入学までということにしたのを、またすぐ、ではぜんそくだけは小学校3年生だということには、ちょっと今年度はいきませんし、実態把握もできておりません。アトピーにつきましては、実態把握がまず先決だというふうに考えております。それを把握させていただいたうえで適切な措置をまた考えればと思っております。

2 県道来清東西線の安全通行のための要望について

来清東西線につきましては、そういう事情があったとは、私も今始めて聞きましたが、地元の皆さんの強い要望ということであれば、実現できるか否かは別にいたしまして、一度、そうであればやはり担当課に話をきちんとしていただいて。ただ、信号機設置はご承知のように公安委員会でありまして、市内にも相当数の要望が上がっておりますけれども、なかなか実現していかないという状況であります。そういう状況をご理解いただいたうえで、また県との折衝をさせていただきたいと思っております。

3 新潟国体に向けたスポーツ合宿地として積極誘致する取り組みについて

スポーツ合宿地の関係であります。いただいたその日の宿泊料で次の日の食料を買いに行くというくらいになりますと、なかなか企業努力をしると言っても無理もありましょうが、こういう個別の部門に行政からいわゆる支援をするというのは、ちょっと厳しい。いわゆる公金でありますので、非常に厳しい。そういう面ではなくて、今、議員おっしゃったように、大会を誘致するとか、そういうことでの協力は一生懸命させていただこうと思っております。

それで後段になりますが、英断でということではありますが、英断をしてよければやりますが、そのやはり責任ということではありませんけれども、それをまたすべてその市の職員の方や我々の方に持ち込まれても、それは非常に困るということでもあります。非常に内容的にもきつい文言もありました。除雪をしたのも業者と何か結託しているのではないかと、そういう疑念を持ちながら、またどこかのブログにでも書き込みでそのようなものをばんばんとやられますと、何か今1,2そういうことが市のことに關してあるようでもあります。

ですからどういう手段を用いられるかわからないという、特にインターネット利用の場合は。手紙とか口頭であれば、直接本人から私のところに手紙がきたり、お話がまいったりということでもありますけれども、全然わからないうちにもう皆さんのホームページのところにもすぽんと何かが入っていたり、今現在、現実にそういうことがあるわけです。事実無根的なことも含めて。

そういうのが喧伝をされますと、全く市の立場はないということでもあります。そういうことは絶対ないと、絶対ないということをやっと確約をとってまたいずれご相談においていただきたいと思いますと思いますが、よろしく願いいたします。

宮田俊之君 よくわかりました。

3 新潟国体に向けたスポーツ合宿地として積極誘致する取り組みについて

特に3番の件につきましては、大体事情といたしますが、出されている方もよくわかっておりますので、こちらの方でよく揉みましてやりたいと思います。

ただ、大会誘致等については積極的に取り組んでいただけるということですので、今後ともよろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

議長 質問順位8番、議席番号14番・井上正三君。

井上正三君 人材育成の具体的な取り組みについて

議長より発言の許可をいただきましたので、通告にしたがい市長にご質問いたします。

昨年10月、塩沢町と合併し、新南魚沼市が誕生して9カ月。そして3月議会で初めての通年予算が可決され、名実ともに新市がスタートいたしました。合併初年度を向かえ、やらなければならない多くの課題を抱えているのではないかと思います。市長は本定例会施政方針で、「まちづくりは人づくりである」と。「次代を担う人材の育成こそ大切な市政の一つであると確信をしております」と述べられております。また第1次総合計画でもまちづくりの課題、次代を担う人材育成の中で、「まちに住み、まちをつくるのは「ひと」であり、「地域の最大の課題はひとづくり」という認識のもと、将来の南魚沼市を担う人材の育成が期待されています」と申されております。その手法として学校と家庭と地域社会の双方が連携し、様々な活動に参加し、学び、鍛えることに魅力を感じられる環境づくりを推進していきたいと計画が示されております。

私は市の最大の課題は、旧3町それぞれの地域がそれぞれの特色を生かし、そのうえで共通の目標に向かってのまちづくりのできる人材育成が必要であると思うのであります。人材育成といたしましても、多種多様な人材が求められると思います。

まず最初でございますが、市職員の研修についてでございます。市政懇談会に若い職員を説明員に出席させる等、初めての取り組みではないかと思いますが、市民との対話の中で身のある研修になるのではないかと高く評価いたします。今後もぜひ市民との顔の見える職員研修を積極的に取り組んでいただくことを期待します。

また職員研修には内部での課内研修、幹部職員の県・全国研修をはじめ、職種別の専門研修等が行われているのではないかと思います。実態をお聞かせいただきたいと思っております。と同時に国や県に派遣しての専門研修、海外研修、企業派遣等、様々な研修を行っている市町村が全国にはあると思っております。わが市ではこのような研修を行っているのかどうか、実態と経過があるのであれば教えていただきたい。お聞きいたします。

さて「自然・人・産業の和で築く安心のまち」の実現に向かって、どのような人材育成が必要となるのでしょうか。まず第1点、基幹産業である農林業振興対策。2つ目に中心市街地を中心とした商工業振興対策。3番目に自然、スキーを中心とした観光振興対策等、市の重点振興策に対する人材育成。

そして今一番大切なことは、それぞれの地域の特徴を生かしたまちづくりができる地域での人材育成であると思っております。大きくは旧町単位、小さくは各集落単位であります。地域の現状を見ると、集落行事の1つを行うにも大変でございます。集落の維持管理も容易では

ない時代となっております。

しかし各地域に目を向けてみますと、多くのリーダー、指導者がいるのであります。リーダーを発掘し、把握し、皆さまからそれぞれの地域で指導者となって積極的に働いていただく手法はないか。第1点、人材育成の課題と今後の取り組みについて市長の所見を伺います。

次に市庁舎の整備計画については、現本庁舎に別館を増築する本庁方式とする内容で調査整備計画検討委員会に諮問されております。この本庁方式にともなって、事務事業の見直しと機構改革を検討する方針も示されております。合併後のスタート5年、10年が将来へのまちづくりに最も大切な年月であると思っております。

そこで機構改革にあわせて人材育成を総括的に行う新たな課、または室を設置し、専門職としての人づくり、まちづくりに専念できる体制の整備を提案いたしますが、市長の考えはいかがでしょうか。以上、2点について質問いたします。壇上からは以上でございます。

市長 人材育成の具体的な取り組みについて

井上議員の質問にお答えいたします。人材育成の課題と今後の取り組みについてであります。究極のまちづくり指標の「自然・人・産業の和」この文言がございますが、これにつきましては、いつも申し上げておりますとおり、人材の育成、確保、これがまちづくりのすべてに優先をするということであります。この人材の差が、今までもそうでしたけれども、今後はますます自治体間の差になって現れると言っても過言ではないと思っております。職員には機会をとらえて公務員としての自覚、そして研鑽、これを呼びかけているところであります。

今ほどおっしゃっていただきました。これはこれといたしまして、市政懇談会において説明員として出席をします。このねらいは以前にも申し上げましたが、ひとつ職員の側から見ますと、全く担当していない部分であります。財政健全化の計画、それから総合計画ですね、非常に大きな部分であります。これをやはり人に説明をするということは自分である程度マスターをしなければ説明できないことでもありますので、その部分。これは職員にとって非常に有意義だろうと。

そしてもうひとつはやはり市民の皆さんと直接。市民の皆さんが市役所においでになる時は何か用事があって来るわけでありまして、その要件の対応はいたしますけれども、他のことは殆どやっていないと。そこで出かけて行って、しかも何が出てくるかわからないという状況の中で市民の皆さんと対話をする。目と目を合わせる。このことだけでも非常に大きな成果があるということだと思っております。出席をした これからもまだありますけれども 職員は、そういう面では、たった1回まだ今年1回でありますけれども、その経験だけでも相当大きく飛躍していただけるものだと思っております。

市民の皆さん方からは直接電話の1件だけは受けました。感銘したと。市の職員で若い子で、こんな優秀なものがいたのかという感銘の電話も1件は受けましたし、それぞれ伺いますと、非常にいいことだと。そしてよく若い職員が説明の時間の配分とか、説明の仕方、これらも含めて非常によく勉強しているということで、大変好評を博しているところであります。

す。

しかし非常にご祝儀相場的な部分もありますので、これに浮つかないでまた事あるごとに
そういう研修も含めた部分であります 参加をしていただくように職員の皆さんにまた
お願いしていかなければならないと思っております。

従来の段階的研修ですね、新採用の研修、それから係長研修、課長研修と。こういうもの
がありましたし、専門研修、土木あるいは技師関係です、それと保育士。これらの皆さんは
専門職、専門研修だと思っておりますけれども、こういうことは当然であります、今度は
その担当業務だけでなく、市政の全般に関心を持つ機会をもっともっとやはり与えていき
たい。そして自らやはり研鑽を重ねる、その気持ちを持っていただくようにやっていかな
ければならないと思っております。

国・県あるいは海外企業、これらへの派遣等という部分は今のところございませんが、1
～2やはり例えば国際大学とかそういう皆さんとどうだかという発想は、今、頭のなかにあ
りますけれども、あまりにもレベルが高すぎてちょっと困るかという部分も若い職員にちょ
っと1～2話したことがあるのです。国際大学1年なら 1年の課程もあるそうです。2
年でなくて そういう研修も受けられるということでありましたので、1～2個人的に伺
ってみました、とても365日24時間365日英語漬けではとてもだめだとか、そうい
う部分もあります。

そこらはこれからまた採用する職員も、そういうことも含めてやはり採用を考えていかな
ければならないと思います。おっしゃったとおり海外はちょっと別にいたしましても、それ
ぞれのところに派遣をしたり、あるいは研修の期間を設けたりということは活用していきた
いと思っております。

またもうひとつ後段のこれは、後ほど山田議員の質問にきちんとしたかたちでお答えいた
しますけれども、いわゆる職員だけでなく、市民の皆さんも自分たちの力で考えて実行し
ていくという部分を、これからちょっとずつやはり身に付けていっていただかなければなら
ない。すべて行政頼りでは困るということのなかから、試験的ではありますけれども、来年
度、2～3の旧々町村単位で、大和でいいますと例えば大崎とか、そういう分野に限って試
験的に予算をその地域にある程度与えまして、その範囲の中で自分たちでひとつ考えてい
ろうやっていただきたいということをちょっと導入してみようということで今、担当部門に
指示をしております。

どういう分野を取り入れて、どの程度の額をそこに拠出してやれば何とかやっていけるの
か。どの地域を選定をすればいいのか。できれば旧町1カ所ずつくらいを試験的にやってみ
たい。地域コミュニティのこれはもう確実に行政につながるわけでありますので。やはり地
域が生き生きして、その積み重ねが南魚沼市だというふうに感じておりますので、そうい
うことも来年度から試験的にやっていこうという思いであります。

新たに課の設置、いわゆる室も含めて人材育成専門の、ということであります。これは今、
総務課が主で全部やっておりますので、あらためてこの部門だけを切り離して課なり室なり

を設置するという考え方はもっておりませんが、総務課のなかの係、これはほぼそれが専門という部分も出てまいりますのでそういうところへの配置をきちんと考えて、人材育成をもっともっと積極的にやっていかなければならないと思っております。

あと、職場の安全衛生健康管理。これらもその分野でやっていかなければなりませんので、トータル的な部分でこの部門は総務課というふうにご理解いただきたいわけでありまして。井上さんはご承知でありましょうが。そのなかに今度はそういうことを担当できるような職員をある程度配置も考えていきたいと、そのような考え方ももっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上であります。

井上正三君 人材育成の具体的な取り組みについて

2～3点再質問させていただきます。人材の関係で今、市長の方から総務課でそういう対応をしているということをお聞かせいただきました。私はやはり合併して5年、10年という期間、この辺りが一番大切な旧3町の人材育成が必要であると思うのです。

人材は各地域に目を向けてみてもいることはいるのです。農業関係でも、あるいは商業関係でもいろいろな場面。いるのですが、なかなか皆さんが率先して手を挙げてくれないという中で、手を挙げるのを待っているのではなくして市の方からも声をかけていただくと。人材を、指導者を掘り起こしていただく。指導者からまた組織の中で取り組んで活躍してもらおう。こういう体制をとらないとだめではないかと思ひます。

それで農業関係でもすべての関係でもそうですけれども、やはり担当課というのは一般業務が忙しくて、本当に人材育成という部分までは手が伸びないということでござひますので、私が提案したのは、その専門家、専門的な知識をもった皆さんを、ある程度の期間、一定期間そこへ配置をしてやっていただくという考え方でござひます。市長お答えになりました総務課でそういう配置をできれば、別に新しく課でしなくてもいいのですけれども、そういう体制だけはぜひとっていただきたいと思ひます。

いろいろ地域の活動は、かつて昔の青年団活動とか婦人会活動、あるいはコミュニティ活動等、先人先輩の作った組織やそういう活動は大変今減びております。ほとんど解体状態ということになっております。これらのことについてもやはり後継者がいないということでござひまっているわけでござひますので、この市全体の中でそういう活動のひとつ、拠点も見つけていただく。もちろん私どももそういう活動に取り組んでいくわけでござひますが、ぜひまたそういう取り組みを、社会教育課の関係もあると思ひますけれども、全体的な中でひとつ取り組んでいただきたいということをお思ひます。

今、一番元気で活躍しているのが老人会でありまして、私も老人会員の1人でござひますが、非常に老人会の皆さん元気だということは、健康面はもちろん地域のボランティアとかあるいはまた学びの仕事もしているわけでありまして。そういう面で婦人会活動等ももう少しやはり元気を出していただきたいと思ひます。

実は市長さんも藪神婦人会の総会に来ていただきました。藪神11集落、後山・辻又を除いて9集落の中で2集落しかないわけです。また今年で1集落やめました。聞くとところによ

ると、塩沢には1集落もないということですし、六日町も大字六日町に多少あるというよう
なことでございます。男女共同参画社会などという時代を迎えている中で、婦人部の皆さん
がもっと活躍してもらいたいという、組織の育成ですか。これは社会教育課になるかと思う
のですが、大いにひとつ取り組んでいきたいと思えます。

考え方ではやはり今、若い皆さんは自己中心的な考え方、生活が大変だと思えし、また心
のゆとりもないのではないかと。もちろんまた地域の関心や思いやりもないようでありますし、
このままでは活力ある明るいまちではできない。そういったことで市、地域、関係機関が一体
となって、一致協力してそれぞれの地域の活性化を努めると。こういう談議をしていただき
たいのでございます。ぜひひとつ今の市長の答弁のようにこれから5年、10年が大事にな
ると思えますので、一生懸命な取り組みを期待したいと思えます。もう一度考え方がござい
ましたら、またお願いしたいと思えます。以上です。

市 長 人材育成の具体的な取り組みについて

再質問にお答えいたしますが、その前に私が先ほど総務課と申し上げましたのは、いわゆ
る市内の人材育成の部分ということの意味でございました。井上議員さん、どうもそういう
ことではなくて、市全体を含めたということであったようですので、若干答弁を変えさせて
いただきますが。

前段にちょっと触れました山田議員さんの質問の中でお答えをするという部分がありまし
た。これがまさにそのねらいでありまして、やはり地域、地域で、自分たちの地域はまず自
分たちで考えて、そして自分たちで作っていく。ただ、梨のつぶてで何もなくて、握りこぶ
しだけでやっていけというわけにはいきませんので、地域の生活基盤の整備だとか、あるい
は地域コミュニティの造成をどうするのかとか、そういう部分も含めて、総括的に地域にあ
る程度お任せしてみよう。そして皆さん方で考えて、大崎なら大崎はこういう地域を作っ
ていこう。こういうことを今年はやっていこう。そういう方向を見出せるようなモデル
を来年やってみようということ。これで結果を見まして、良ければすぐ全域に広げてや
りたいと思えますし、問題点は問題点なりに整理をしていこう。

結局そうしないと人材は育たない。ある意味では行政頼りになって、自分たちは何でもし
なくてもいいやと。自分だけのことを考えていけばいいやということになりますと、今、議
員のおっしゃったとおりであります。それぞれの活動もみんな衰退をしていくわけでありま
す。

婦人会の皆さん方も一生懸命やっというところはやはり非常に活気があるわけ
ですので、これらをもっと何とか広がればよいと思っております。ひとつの救いは男女共同参
画市民会議がこの間設立をいたしまして、女性の皆さんがほとんどでありますので、そうい
うところからまた。そのことばかりではなくて、別の意味も含めて活動の輪が広がって
いただければという思いであります。そういう人材育成には一生懸命取り組ませていただ
きたいし、ただそのために専門的な人を雇って指導に当たらせるといことは、ちょっとまだ若干
無理があるかと思えますけれども。まずは自発的な部分を来年検証してみようということ

ありますので、よろしくお願いいたします。

井上正三君 人材育成の具体的な取り組みについて

市長の考え方も聞かせていただきました。私は総合的な人材育成というのはやはり農・工・商を含めた中での関係を言っているわけでございます。その関係についてはまたひとつこれから事務事業の見直しと、機構改革あるわけですから、そういう意味での担当部門にしっかりと配置をしていただいて、後継者人材育成に努めてもらうというふうにお願ひしておきます。

それから後段の部分についてはまた山田議員が質問があるそうですので、それを期待をして終わります。

議長 質問順位 9 番、議席番号 20 番・牛木芳雄君。

牛木芳雄君 「南魚沼市地域新エネルギービジョン」をどう活かすか

一般質問を行います。南魚沼市地域新エネルギービジョンをどう活かすかということであります。今年の 2 月に南魚沼市地域新エネルギービジョンを作成いたしました。これは塩沢町が取り組んだものを南魚沼市が引き継いだわけでございます。旧塩沢町時代に多分 1 回の会議と、それから新しい南魚沼市になって 3 回、計 4 回の会議を行ってこのビジョンを作成したというふうに思っています。

この中で謳っていますように、新エネルギービジョンを取り入れて地球の温暖化防止やあるいは化石燃料、この削減に貢献できるように、市民の皆さんやあるいは事業者に協力を求めてこのビジョンが達成できるようにしているわけであります。

この新しいエネルギー、太陽光発電、あるいは雪氷冷熱をはじめ、いくつかのものがありますけれども、現実にはわが市においてすぐ取り入れられるものは限られているのではないかと、というふうに思っているわけであります。なかなか容易に市民からは受け入れられない。これが現実であるかと思えます。

しかしそれは公でありますから、単に採算性だけではなくて、このビジョンを取り入れて、積極的な取り入れをしていかなければならない。このように考えているわけであります。市長もあいさつの中でそのように述べているようであります。

そこで第 1 番目の質問に入りますけれども、このビジョンの中で具体的に推進をするにあたって、新エネルギービジョンの導入委員会の立ち上げ、これを謳っているわけであります。これはいつ頃立ち上げるのか。そしてこの委員会には、市民やあるいは事業者、あるいは関連団体等で組織をするというふうになっていきますけれども、単なる諮問機関的なもので終わってしまうのか。あるいは独自権限的なものを持たせて市の新エネルギー、この政策の中核を担っていく、そういう委員会にするのか、考え方をお聞きをしたいというふうに思っています。

それから 2 番目の質問であります。融雪に対するエネルギー。これをどこに求めるか。これがわが南魚沼市の喫緊の問題であります。このビジョンのなかにおいても融雪について 5 つの方法が示されているわけであります。しかし有効的ですぐに取り入れられるというの

はなかなか考えにくい。難しい問題であります。

誰が考えても地下水のエネルギーにすぐるものはない、こう思うわけではありますが、しかし今年度から地下水に頼らない代替施設の研究が予算化をされているというふうに思っているわけであります。遅ればせながらという感が拭いきれないわけではありますが、市の中心市街地において井戸の規制を実施してから既に12年が経ったわけであります。いまだ代替措置、あるいはこのビジョンさえまだ示されていない。こういう現状があるわけであります。

先般、議長の方から私的な勉強会の立ち上げというのがありました。私もそのメンバーに選んでいただいたわけであります。融雪に対していろいろな可能性を求めて勉強していこうと、こういう私的な会だそうではありますが。しかし何よりも2年連続の大雪だったわけでありまして、今市民の疲労感は極に達してきているというふうにいわざるを得ない。疲労感、不満感とあります。放っておけば中心市街地のいわば空洞化になってしまう。既に始まっているところもあるわけですが、空洞化も懸念されるわけであります。どうしてお考えをもっているかいま一度お聞きをしたい。このように思います。

次に庁舎の整備計画の中で、今、別館について諮問したわけではありますが、この建物について、この際新エネルギーの取入れをはかってみてはどうかということをご提案するわけがあります。先ほど申し上げましたように、経済主義一辺倒では、やはり公が範を示す、こういう意味でもできませんから、私はランニングコストばかりを計算をするのではなくて、ある程度それら啓蒙の意味も含めて取り入れるべきではないかというふうに思っています。

今、簡単に、比較的簡単に取り入れられるのが太陽光の発電等であります。県の地域振興局でも取り入れられて実績があるわけであります。あの施設は雪、あるいは太陽光等々、自然のエネルギーを取り入れた建物でありますけれども、私は市としても積極的にこれらを取り入れるべきだというふうに思っていますが、お考えを聞かせていただきたい。お願いいたします。

市長 「南魚沼市地域新エネルギービジョン」をどう活かすか

牛木議員の質問にお答えいたします。新エネルギービジョンをどう活かすかということであります。前段の、総論部分につきましては議員おっしゃったとおりでありますので、省かせていただきまして、具体的な部分についてご答弁申し上げます。

具体的推進に当たって検討する「新エネルギー導入委員会」の立ち上げはいつ頃かということであります。これはビジョンの中でも若干触れておりますけれども、この新エネルギーというのは、今、議員がおっしゃったように、これは全く採算性は無視しているわけでありまして、そういう中で理想的なエネルギーを追求するという、こういう性格であります。今現在この新エネルギー導入委員会の立ち上げ、これの具体的なスケジュールは持ち合わせていないというのが実態であります。

そしてこれは個々に、後段に触れられました庁舎、あるいは斎場、それから消雪設備の対応、これら個々具体的な部分で、それぞれやはり対応していくという方法をとらないと、この新エネルギー導入委員会という部分が立ち上がっても、何ら機能を果たさないような気が

しているわけであり、今、です。ですので、当面この委員会を今立ち上げるスケジュールは持ち合わせていない。個別、個別で対応いく方がより効果的ではないか、ということだと思っておりますので、またご意見を伺いたいと思っております。

2番目に地下水問題でありますけれども、私は新エネルギービジョンにはそう書いてありますし、いろいろおっしゃっている部分もありますが、地下水に頼らないということは申し上げては、私はおりません。地下水を有効利用をやはりしなければならぬ。ただ地盤沈下という問題をどう考えるかということでありまして、地盤沈下の原因は地下水のくみ上げ、これが過剰になっていることは間違いありませんので、地盤沈下を起こさない状況下での地下水の利用はどうすれば可能かと。これはやはり追求すべき問題だと、以前からそういうふうにご申上げておりました。

そしてそれを実行するにはなかなか市単独ではできないことではありますので、地盤沈下を災害としてとらえていただくように、今もそれぞれ要望中でありまして、そういうことも含めて議長さんの方での私的な勉強会といいますが、そこではそういうことも含めてとにかく皆さん方からそれぞれ勉強していただきたいということでありまして。

地盤沈下、地下水を1滴でも汲み上げれば地盤沈下は起きるのだということであれば別ですが、今の揚水量の半分にカットをすれば、地盤沈下は起きないのではないかというような説もあります。説もですね。

それから前々から申し上げておりますように、夏場の期間にその地下水を一定量ずつ貯水をして、冬場にその量を使わせていただく。そして補水を考えながらという方法もないばかりではないということでありまして。そういう部分も含めて検討でありますので、地下水に頼らないという、このことは頼らないわけではあります、ということだけちょっとご理解いただきたいと思っております。

消パイにかわる施設。これがどういう部門が例えばあるのか、これも当然研究しなければなりません。地下水でなくて、いいことがあればまたそれなりにいい方法を考えなければならぬわけですので、できるだけ早い時期に検討を加えて市民の皆さんに公表もしたいし、議会の皆さん方にもまたそういうことを申し上げたいと思っております。

本庁舎別館の建築の際の新エネルギー導入採用ということでありまして。これは諮問委員会の皆さん方から私どもが諮問を申し上げた部分について答申をいただければ、当然ですけれども、あらゆる場面でのことは考えていかなければなりません。整備局の雪と太陽光の部門も参考にさせていただきたいと思っておりますが、やはり欠点もあるわけでありまして、その辺を参考にしながら考えていきたいと。

一番はやはりこの雪をどうしていくかという問題が大きな問題だと思いますし、冷暖房の電源といいますがもとをどうするのかとか、そういう部分だと思っておりますので、それらは具体的に答申がなされた時期からきちんとした考えをとっていきたい。1年あれば十分検討できますので、そういう方向で検討させていただく。

それから車につきましても今、市長舎も含めてですけれども、ハイブリッドカーとかとい

うこともやはりこれからは考えていかなければならない。そういうことを模索しながら、この新エネルギー。どういうふうにこのビジョンを非常に壮大なビジョンでありますので、どこまで活かせるかについては、なかなかここで具体的なことは申し上げられませんが、やはりずっと遠い先の将来を考えれば当然ですけれども、必要なことであります。徐々に徐々にこの実現に向けて検討を重ねていきたいという思いでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

牛木芳雄君 「南魚沼市地域新エネルギービジョン」をどう活かすか

委員会ではそれこそレベルの高い崇高な議論をしたようであります。この基本になるものは京都議定書、あるいは地球温暖化等々、やはりこれを受けてそれぞれの公がこういうことに取り組んでいかなければならないということだと思っているのです。上越市等はそういう先駆的な自治体でありますから、例えば紙1枚にしる、消しゴムひとつにしる、予算措置を伴わなくても、環境に配慮した取り組みをしているのです。

しかし、わが市の取り組みでは、ホームページでなのですけれども、あまりそういういわば環境に配慮したというのはあまり触れていないわけです。ほんの6項目、冷房温度は28度にしようとか、水道の蛇口はなるべくすぐ止めようとか、そういう程度のものでありました。私はもう少し積極的に取り組んでみたらどうか、というふうに思っているのです。

市長は今のその中で2番目の地下水の件であります、今までの答弁の域を出ていないわけで、今までずっと聞いていた答弁と同じことの繰り返しでした。私が先ほど壇上で言ったのは、地下水の規制をしてから既に12年も経過をしてしまった。この中で中心部の人たちは本当に疲へいをしているということでもあります。

こんなこと言っているか悪いかわかりませんが、井戸を持つものと持たないもの。あるいは持てるものと持たないもの。いわば自分たちの既得権であるかのようにしている方もなかにはおいでですから、そういういわば不満感、不平感がたくさんあります。たくさんあります。これらをどういうふうに精査をしていくかというのが、大事な問題であろうかと思っております。

それで未来永劫、こういう規制を続けていくのかいかないのか。これも問題だと思うのです。私は例えば提案であります、何軒かで利用組合を作って、そういうものに対応するのもひとつの方法かなとも思っているのですが、その辺はどういうお考えでありますでしょうか。

ちょっとこれで一応終わりますけれども、私もホームページを見たときに、先ほどの市長の施政方針にも関連して、寺口さんとも関連する、「爾俸爾禄」の件で恐縮であります、この市長のホームページ見てみますと、にこやかに笑って、市長のプロフィールというのがありました。市の職員に言っている言葉に「常に明るく 優しく 爽やかに」というふうに。その下に例の「爾俸爾禄」の言葉があります。

私も全く同感でありまして、やはりそういう気持ちで職員の皆さん、私も議員でありますから、議員もそういう皆さんの税金からいただいたのもって給料をいただいている。自分を戒めながらやっていかなければならないと思うわけでもあります。ありますが、これは殿

様が命じて石に彫らせたわけです。私が思うには、市長は先ほど市民クラブの統一見解だかなどとかなりエキサイトしたようではありますが、これは全く寺口君が自分の気持ちで言ったわけでありませぬけれども。

私たちは市民の目線でこの議員活動をしていこうと、こういうことで市民クラブという名前をつけたわけでありませぬ。私は今、幹事長でありますから言いますけれども、そういうことで名前をつけました。この殿様は、土、武士、殿様、これはいわばそれは官です。官が上で民、領民が下と。こういう考え方がやはりバックボーンにあるのだと思うのです。それを寺口君は同じ目線で、ということと言いたかったのではないかなというふうに私は推測しているわけでありませぬ。議論はまた後で寺口さんとしていきたいと、こういうことでありませぬ、よろしく。

市 長 「南魚沼市地域新エネルギービジョン」をどう活かすか

地下水規制につきましては、規制が始まって12年ということでありませぬ。以前にも牛木議員にちょっとお答えしましたが、非常に問題的には難しい場面もはらんでおりますので、まだお前その結論出さないのか、ということをおっしゃられた際に、俺はまだ町長になって1年半だ、ということでちょっと反論した覚えがありますけれども、そうばかりも言っておられませぬので、今、具体的な部分を検討に入ろうということでありませぬ。

県もこのことによろやく腰を上げていただいて、懇談会のなかに入っていこうと。そしてある知恵を出していこうということでありませぬので、その成果をきちんと出していきたい。本当に持つものと持たざるものとの差と言いますか、大変なことだと思っておりますし、空洞化も心配されます。駅裏の区画整理したところも、この問題でやはりまだ農地のまま残ったり、そういう部分が非常に多く見受けられると。

地下水規制のない部分にやはり皆さんが家を建てられるドーナツ現象も出ております。まちづくりとしては非常にまずいことでありませぬので、なるべく早くこのことは結論を出して、地下水を使わないのではないのです。地下水を有効的に利用していける方法はどこにあるか。地下水を使わなくてもいい方法があれば、これはまたそれなりにそれが一番いいということであれば。そう悠長なことは言っておりませぬので、なるべく短い期間で結論を出して、そしてその方向をまた皆さん方と相談したいと思っております。

「戒石銘」につきましては、わかりましたので。ただ全く考え方が違います。公務員、いわゆる武士という階級であるがゆえに、ちゃんと市民の皆さんと目を揃えなさいということを行っているわけです。武士だから発想したとか、そういうことではないのです。皆さんだって議員でしょ。議員の目から見て市民の皆さんと一緒にということになるわけです。立場がそうになっているからこそ、その目をきちんと一緒にしなさいということを行っているわけです。殿様の発想とかそういうことではないわけです。そこをご理解いただいて議論は後ほどまたよろしくお願ひいたします。

議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は明日6月21日午前9時30分、当議事場で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後4時17分)